

A99  
ZF2  
1



0010780-000


A99-ZF2-1

支那事変に於ける仏国の対日政  
策及び日本の対仏政策

日満財政経済研究会

1939

ABJ



昭和十四年三月

支那事變に於ける佛國の對日政策及び日本の對佛政策

日滿財政經濟研究會

A99  
ZF2  
1



775414

支那事変に於ける佛蘭西の對日政策及び日本の對佛政策

目次

第一章	佛國の極東政策の基調と日支事変	一
第二章	支那に於ける佛蘭西の權益と日支事変	二
第一節	概説	二
第二節	佛蘭西の支那に於ける權益概況	四
第三節	佛蘭西の后番地及租借地	八
第四節	佛蘭西と支那財界	一〇
第五節	佛蘭西の鐵道投資	一〇
第六節	佛蘭西の鑛業投資	一一
第七節	佛租界に於ける公共事業	一三
第八節	佛蘭西の商業的權益	一五
第九節	佛蘭西の銀行及保險業	一六
第十節	佛蘭西の土地所有	三一

第十一節	結 論（極東に於ける佛蘭西の地位）	三四頁
第三章	佛國の極東貿易	三五
第一節	佛國極東貿易の概況	三五
第二節	佛國の對支貿易	三八
第三節	佛國の對日貿易	四一
第四章	支那と舞臺とする日本の對佛政策及佛國の對日政策	四三
第一節	妥協策	四三
第二節	佛國の採るべき對日政策	四八
第三節	日本の對佛政策	五五
第五章	佛領印度支那と繞る日佛相互政策	六六
第一節	佛國と佛領印度支那との依存性	六七
第二節	佛領印度支那と日本との經濟關係	七一
第三節	佛印に於ける日佛妥協策	八四
第四節	佛印に於ける佛國の對日壓迫策	九二
第五節	日本の對佛壓迫	九四

第六章	海南島及西沙群島と日佛關係	九七
第一節	日本の海南島占領の佛國に與へた打撃	九七
第二節	佛國の海南島に對する關心	九八
第三節	海南島の現状	九九
第四節	開發計畫	一〇六
第五節	西沙群島	一一一
第七章	結 論	一一二
参考	引用文献	一一二

支那事変に於ける佛蘭西の對日政策及び日本の對佛政策

第一章 佛國極東政策の基調と日支事変

佛國極東政策の傳統的指導精神は、之を一言にして表せば、安全保障であり、印度支那其他亜細亞に於ける自國領土保全の爲には、日本と極力友好關係を保持するにあつた。

従つて日支紛争の初期に於て、ブルムを首班とする人民戦線内閣は専ら靜觀を旨とし、紛争當事國特に日本の不機嫌を買はぬよう之れ努め、唯大局に於て、英国外交の動きと歩調を合せるを忘れなかつた。

然るに除州会戦を契機として、日支交戦の舞台が更に南方に拡大する、に及んで、佛國は極東に於ける安全保障に一抹の杞憂を抱くに至り、佛國の對蔣政権援助、對日牽制は、依然消極より積極へ、潜行的より表面的となつた。其の著しい例証は、西沙群島占據である。

佛國の援蔣政策の積極化も、一つには安全保障と云ふ政治的考慮と共に、雲南其他佛領接壤地に於ける經濟權益の維持、拡張と云ふ念願に歸せ得られるが、

右に關聯して同國と國民政府との間に協定成立し、後述の如き、雲南、廣西と印度支那とを結ぶ鐵道建設權、広州灣を中心とする南支沿岸防備援助の代償として、南支鉅山採掘權を佛國が獲得するに至つたと傳へられたのも、無稽ではなかつたのである。

既に重慶移転を余儀なくされた蔣介石政権が、今後西北支に後退し、蘇聯との聯繫を強める場合は別として、西南邊陲に後退を余儀なくされ、英佛への依存性を更に強める場合、從來天札々々緬甸、印度支那を基地とし、雲南省に於て熾烈なる權益獲得競争に従事して来た英佛兩國の對蔣支援助態度に活澆さを加へ、そのは當然である。然れども所詮独力を以て對日抵抗を持續し得ない同國は、現在まで英米追隨策に終始しては来たが、既に佛國の杞憂が實現して、海南島を攻略された今日、其の南支を主とする自國權益保全の爲に、尙今後も英米に依存し行くべきかに就き、決定の岐路に立つたものの如く見受けられる。

## 第二章 支那に於ける佛國の權益と日支事變

### 第一節 概 説

佛國の對支關係は英吉利と共に旧い。嘗ては露西亜と結んで北支、滿洲に、

又白耳義の名に隠れて中南支に、英吉利と競争的立場にあつた。

併し其後の對支經濟的進出は、英吉利及日本其他の諸國に抑へられて顯著なる進展を示しては居ないが、國民黨政府の與地進入と共に、佛國の嘗て育んで来た各種權益が重要な意義を持つに至つた。殊に今次の我が海南島占領によつて、日支の兵戰は遂に佛國が軍來自國の利益範圍と主張し承れる地域にまで波及するに至つた。

佛蘭西は今世紀の始めに於ける「利益獲得戰」以來、上海を除いては、其の對支投資を南支支那へ雲南、廣西、廣東の三省に集中して居り、中支、北支の諸權益は既に著しく阻害せられて居る。即ち貿易額は著しく低下し、財産の破壊されたるもの多く、死傷者殊に佛蘭西カトリック教團の教師に多數の被害を出して居るのみならず、今事變は斯る不安定なる状態を遂に佛國權益の優越せる地域にまで波及せしめ、佛蘭西をして、その東洋に於ける主要領土たる印度支那に對する危険を益感せしむるに至つた。

唯、目下の所、佛蘭西は他の何れの國よりも國內問題處理に多忙であり、歐洲諸國との關係調整に奮心して居る。即ち中政に制覇を稱ふる独逸、地中海に

優越を保持せんとする伊太利、共に東亜の事態以上に佛蘭西の安全をより直接に脅威するものである。それにも拘らず、佛蘭西最近の各國との交渉によつて判断すれば、同國は東亜の利権を百方手段を盡して維持するに努め、更に出来れば之を拡大せんとすうして居る。殊に佛蘭西の東亜に於ける藩屏たる印度支那は、南支那に接壤して居り、支那に於ける政治的權益、支那政府への借款、諸産業への投資、商工業、貿易等は等總ての現在及び将来に於ける發展の可能性は、共に佛國をして他の關係國に伍して、支那事變の推移に重大なる関心を寄せしめて居る。

### 第二節 佛國の支那に於ける權益概況

一九三二年に於ける佛國の對印度支那投資額は約百三億フランに上り、佛國の商業、工業何れより見るも、假令、其の活動の大部分を占むるものに非ざるとするも、尚、同國の植民地貿易上より云へば、本國への輸出に於て第二位、本國よりの輸入に於て第三位を占めて居る。

之れに對して佛國の支那に對する投資額は現在五十八億フランにて、英、日兩國の對支投資よりも少く、合衆國の二億ドルと略々匹敵して居る。更に之を

一九三二年に於ける列國の對外投資總額に對する對支投資比率によつて比較するに左の如くである。

合衆國	一・三%
獨逸	四・三%
英吉利	五・九%
日	八二・〇%
佛蘭西	四・八%

佛蘭西の對支投資額は近年増加の傾向にあるから現在では右の佛國の比率は五%に達して居るものと確信される。

尚、次項以後に詳述せんとする佛蘭西の支那に於ける權益の評價を表示すれば左の如くである。

支那の外債内の持分	一七四〇	百千万フラン
鉄道借款の内の持分	三六〇	〃
公共事業投資額	四五〇	〃
雲南鉄道	一六五〇	〃



商業投資

私人の土地保有

布教団体の土地保有

計

商業投資	二〇〇	百万フラン
私人の土地保有	六〇〇	〃
布教団体の土地保有	八〇〇	〃
計	五、八〇〇	〃

銭上の權益は英國及日本のそれに及ばないが、ドル貨に換算すれば米國の約二億ドルと匹敵する。

尚、佛蘭西權益を總て挙ぐるとすれば、右の外、更に左の二口を掲げねばならぬ。

- (イ) 前述の広州灣の設備價格 二千五百万フラン
- (ロ) 支那国内の各佛蘭西租界の價格 約八十億フラン(市價換算)

第三節 佛蘭西の居留地及租借地

支那に於ける佛蘭西の租借地を經濟的に評價することは困難である。是等は或る点に於ては佛蘭西の財産利權と見得るが、實際に之を換價することは困難なるが故に、財産利權とは言ひ得ざる点もある。

佛蘭西の居留地は上海、天津、漢口、廣東の四つで、此の外に雲南省の

Mengyze の居留地は、同省の經濟中心が、二十三年前雲南府に移つた以後放棄された。佛國は尚、南支那の広州灣に租借地を持つて居る。其の居留地の最大且最重要なるものは上海のそれで、其の面積及人口を示せば左の如くである。

面積	三、五二五エーカー
人口	約五〇〇、〇〇〇人
内外國人	約二〇〇、〇〇〇人
支那人	約三〇〇、〇〇〇人

(備考) 人口調査年次は一九三六年

今事變に因り與地よりの避難民が入り込んだ為め、此の住民数は略倍加した。佛蘭西の上海居留地(租界)は尚工業的には特に重要なりとは言ひ得ざるも、同市の他の諸地區よりも比較的安んずる理由で、或る種の工業は同地區に移転した。

土地の價格は經濟及政治事情の如何により變動があり、佛蘭西租界内の保有土地の評價は極めて困難であるが、唯一九二六、二九年の繁榮期に於ては、上

海の地價も昂騰し、政米の大都市のそれにも匹敵したが、世界不況、殊に今次の日支事變以來の反動は極めて深刻である。

支那に於て現に存在する他の佛蘭西居番地は左り如くで、總て守備兵を駐在せしめて居る。

天津

四三七一カー

常住人口

七〇〇〇〇人

漢口

六〇エーカー

同

右

一五〇〇〇人

沙面(廣東)

九エーカー

同

右

約 四〇〇人

佛國の任支財産につき最近詳密なる研究を行つた佛人權威者たる

Spang

Macann 氏は、支那に在る種々の佛蘭西租界(土地)を市價を以て推計して約八十億フランとして居る。併し同氏の見解に據ると、此の数字は佛國の相對的関係を表示するに止り、且つ各種の理由よりして此の推定額を参考するに止め之を任支佛國權益に關する確實なる財産目錄の内に包含せしめて居ない。尚同氏の指摘する所では、是等の地域内の土地の大部分は歐州人の手を通じて支那人の所有するもので、佛蘭西が若し是等の地域に就ての特權乃至管理を喪失する場合には、佛國は決して是等の土地の市價に相當すべき金額を回收するこ

とを得まいと言つて居る。加ふるに各居番地の予算を支辨するものは主として支那人で、種々の公共(土木)事業は固より佛國人の手に依つて施行せられるが、其の財源は支那人の負担する所である。

敝上諸居番地以外に佛蘭西は、南支那の広州灣租借地を經營して居る。其の面積は三百二十五平方哩、人口は約二十五万、東京灣口に臨み、海南島の北五十哩に位置して居る。日支間の交戦が、既に此の方面に波及した今日、広州灣の軍事的價値は著しく減じたのは必然である。広州灣の貿易は直時特に著しいものがあり、殊に最近開發の緒に就いたヒンターランドとの貿易港として重要性を持つに至ると考へられるが、その價値を測定することは困難である。其の行政予算は印度支那のそれの一部として、年額約六百万フランに達し、内一〇乃至二〇%は公共(土木)事業費である。此の租借地の行政上の財源は、大部分印度支那予算よりの補助金を以て支辨せられてゐるから、此の地域の經濟的施設は佛蘭西の財産と認められる。前掲のラムカ氏は広州灣の經濟的價値を約二千万五百万フランと推計評價してゐる。

#### 第四節 佛蘭西と支那財界

佛蘭西と支那財界との關係は、巴里が倫敦に次いで世界金融の中心市場たりし時代より密接な關係を持つて居るから、其の關係は極めて古いものである。支那政府の証券及債務中佛蘭西の保有する分は一九三八年始めに於て約二十一億フランにて、支那政府債務總額の二十三%に當る。此の佛國保有額の約八五%は支那政府の外債であり、残りの一五%は支那政府の保證する鉄道建設借款である。

次に此の債務の利子支拂の状態を見るに、總額約二十億五千万フランの中、十七億四千万フランは適宜支拂はれて居るが、残額三億一千万フランは多年に亘り支拂を中止せられて居る。

適宜支拂を受けて居る債權の内十七億二千万フランは関稅担保の債權であり、其他の二千万フランは其他各種の担保付のものである。

#### 第五節 佛蘭西の鉄道投資

##### 第一、一九三八年現在に於ける投資状態

一九三八年始めに於て、佛蘭西筋の支那政府及支那財團との鉄道借款契約は三億六千万フランにて、此の額は諸外國筋の保有する同様の借款又は契約の約六%に當る。

佛國所有の對支借款は左の如くである。

(一) 汴路鉄道(後の隴海鉄道)―開封―洛陽(陝西省)線

一九〇三年及一九〇七年に四千七百万フランの五分利金借款を白耳義財團の名に於て締結した。

(二) 未償還残額 一九三三年末現在 二千三百五十万フラン

(三) 隴海鉄道

一九二五年八分利付財務部証券

一九三六年八月整理の際の未償還残額 二千五百五十万フラン

(四) 大同府(山西省)―成都(四川省)―鐵道

一九三五年整理の際の未償還残額 四百二十五万一千五百六十七万フラン。

(五) 一九三六年末、四川省重慶―成都間鐵道に関する資金

供給契約成立

本鉄道は佛蘭西系中法商工銀行を通じて、支那側川黔鉄道公司の敷設するもので、出資は左の如くである。

出資總額

内 二〇、〇〇〇千元

鉄道部 四五〇〇〇

四川省政府 四五〇〇〇

支那開發金融會社 (China Development Finance Corporation) 一〇、〇〇〇

佛蘭西 三四、五〇〇

内訳 七〇〇〇千元

現金押込 二七、〇〇〇

材料、運賃等

ラカム氏の言に依ると、本契約により事實上佛蘭西工業より三億フランの建設資材の購入を爲すべしと言はれる。

第二 京漢鉄道債權

支那は京漢鉄道建設に關して、初の白耳義銀公司の借款に依つたが、後英佛の借款に肩替りした。斯くて佛國は滙理銀行を通じて京漢鉄道に關して支那に債權を有するに至つたが、本借款の内容と現状は次の如くである。

(一) 借款名稱 興辦實業借款 (京漢鐵路回收資金借款)

(二) 借款契約日 一九〇八年九月十四日

(三) 債權者 佛國滙理銀行、英國滙豐銀行

(四) 契約者 支那政權

(五) 借款額 英貨五百萬磅 (英佛各一半を引受)

(六) 利子及実收 前十五年 年利五分

第十六年目以後年利四分五厘

実收九十四 (四百七十七萬磅定率)

(七) 償還期限 三十箇年

(八) 担保 直隸烟酒糖稅契稅年收 八〇〇、〇〇〇兩

同 塩運使庫銀年收 二〇〇、〇〇〇

同 塩斤加價 年收	二五〇、〇〇〇
浙江新旧塩斤加價年收	六〇〇、〇〇〇
同 房酒當損契稅年收	四〇〇、〇〇〇
江蘇塩斤加價年收	七〇〇、〇〇〇
同 房捐 年收	三〇〇、〇〇〇
湖北川准塩加價年收	六〇〇、〇〇〇
同 烟煙酒糖稅契稅年收	四〇〇、〇〇〇
合計	四二五〇、〇〇〇
借還用途	
借還額中、百分の八十を以て京漢鐵道の回收に充當し餘は工	
藝実業の爲の、郵傳部事業費に充當するものとす	
(九) 公債發行地及び價格	
倫敦、巴里	
發行價格 九十八	
(十) 元利支拂手数料	
二分五厘	

尚 一九二九年十月以降、支那は元利支拂を停止した。其の後の狀況不明。但一九三〇年初に於ける借款現在額は左の如くである。

元金現存額	二五〇、〇〇〇磅	英	一、二五〇、〇〇〇磅
		佛	一、二五〇、〇〇〇磅
一九二九年十月以降元金延滞額		英	一、二五〇、〇〇〇磅
		佛	一、二五〇、〇〇〇磅

第三 西南支に於ける鐵道利権

佛國の有する對支鐵道利権は西南支那に関するのみでも七個に及んで居るが、着工に至らず、其の俟になつて来たものもある。然るに時局進展に鑑み、佛國は一担拋棄された広州灣鐵道、赤安鐵道の建設をも考慮するに至つた。

西南支に於ける鐵道利権は次の如きものである。

(A) 滇越鐵道（管理經營權）

佛領印度支那の北端、左開から雲南省城昆明に至るもので、

に代つて佛國の援蔭ルートとして最近注目されて来た線である。一八九八年に建設権を得、滇越鐵路公司の経営に係り、建設費一億六千五百万フランで网通して居り、佛領印度支那政廳より年々三百万フラン内外の補助金を受けて来て居る。

(四) 蒙茅鐵路(敷設権)

滇越線蒙自より思茅に至る鐵道で、今日開通して居る。

(ハ) 龍州鐵道(敷設権及合併権)

一八九六年四月龍州鐵道條約並ニ一八九七年四月の追加條約により建設権を得、支那側の廣西官司三百二十万兩、佛國側の費務林公司二百七十九万兩、合計五百九十九万兩の資金を以て、鎮南関より龍州に至る五十哩を佛支合辦にて経営せんとしたが、工事頗る困難で、支那側が氣乗せず、佛國側も滇越鐵道敷設に着手してから工事を放棄するに至つた。然るに後述の如く一九三八年六月に至り、其の復活が計画されるに至つた。

(ニ) 南寧鐵道(敷設権)

龍州より南寧に至る予定線

(ホ) 赤安鐵路(敷設権及經營権)

廣東省廣州灣赤坎より北方雷州半島の西海岸安瀾に至る予定線で、一八九五年の佛支廣州灣租借條約第七條で、佛國は敷設権及經營権を獲得、工費四百五十万フランを以て計画せるも着工に至らずして放棄した。最近時局に鑑み、建設を考慮するに至つた。

(ハ) 廣州灣鐵道(敷設権及び合併権)

廣州灣頭三百塘を起点として北方遂溪を経て廣西省南部、鬱林に至る幹線と、遂溪より分岐して高州に至る支線とより成る。一九〇〇年に廣州灣鐵道公司が之を敷設し、支那領内は支那商が廣州灣鐵道公司の融資を受けて敷設の予定で總資本一千万元と稱せられたが、実現を見なかつた。

之も最近建設着手の意向を示して居る。

(ト) 欽渝鐵道

四川省成都、雲南、百色、欽州間の予定線で、支那の西南隅より中原

に達する一大交通路と成し、英、米、獨、自諸國との猛烈なる競争の後、一九二四年一月、中法實業公司が借款に成功したと稱せられたが一向實現せず、單に借款權のみを得たに過ぎなかつた。此の欽渝鐵道の一部を成す成渝鐵道即ち成渝、重慶線は既述の如く、一九三六年七月に至り、佛支借款契約調印が成立した。

(4) 南寧—鎮南關線建設計畫

南西支那の鐵道に對する佛蘭西筋の投資が、曰支事變以來面白を一新した事は事實にて、既述、赤安、廣州灣兩鐵道の建設復活企圖及び成渝鐵道に關する佛支借款成立は其の一つの現れであるが、前出、南寧鐵道及び龍州鐵道の連絡敷設復活を目的として、一九三八年六月、佛蘭西筋會社が、上海の佛蘭西領事館に於て登記された。

新会社名は「支那企業金融会社」 *Societe Financiere d'entreprise en Chine (S. F. E. C.)* なる。

其の目的及資本金は次の如くである。

會社の目的

(一) 支那の商工業開發に資すべき性質の工業、商業、金融上の凡ゆる企業、建設事業、其他凡ゆる種類の事業。

(二) 就中、南寧（広西省）と鎮南關（雲南省）とを結ぶ鐵道建設の爲めの、所要材料及び裝備を供給すること。

會社資本金

資本金	九百万フラン（増加することを得）
株 數	一万八千株
一株の金額	五千フラン

此の線は回より軍事上極めて重要なるものであるが、その竣成には二年以上を要する。

## 第六節 佛蘭西の鑛業投資

佛蘭西は従来主として其の投資活動の中心を租界、居留地、開港都市及佛蘭西の建設せる鉄道沿線に限定して居た爲め、広大なる支那内地の農業及鑛山の開発に興る所は少かつた。加之國民政府は「不平等條約」の束縛を脱して、國家の利益に關係ある凡ゆる企業を回收せんと努力して居る爲、外國筋の投資活動の機会は自ら縮少されつゝある。

過去十年間に種々の新鑛業法が制定せられ、左の如き規定が実施せられるに至つた。

- (1) 中華民國領土内の總ての鑛業権は民國政府に帰屬する。
- (2) 政府より特に認可せられる場合の外、何國に依るも國內の探鉱及鑛山開発を許容せず。
- (3) 外國資本の國內鑛業会社に対する参加には左の條件を具備するを要する。
  - (一) 会社資本の五―%は之を中國資本と以てらるゝを要す。
  - (二) 会社役員過半数は民國市民たることを要し、取締役會長及支配人は民國人たることを要す。



右に就てラカム氏は斯る峻厳なる法律を實施するに於ては、日本及び英國は別として支那の鉍業に外國資本の喰ひ入る余地なきこと明白であると述べて居る。併し、斯うした不利な條件にも拘らず、佛蘭西は佛領印度支那を足場として隣接の南支三省に鉍業採掘権を獲得して居る。

支那に於ける最も重要な錫坑は雲南省の箇旧地方に存在して居る。支那の錫輸出は近年漸次増加し、一昨一九三六年に於ては一万吨を超えたが、其の中七千噸以上は雲南産であつた。

錫輸出の最も有利なる輸送路は印度支那—雲南鉄道であるから、佛國は間接に雲南省の鉍業に参加することを得、數個の佛蘭西会社は箇旧産錫の大量を支配するに至つて居る。

右の外に印度支那に隣接せる広西省も亦鉍物資源に恵まれて居り、日支争變の勃発直前、是等の若干鉍区を開発する爲め、佛支交渉が行はれて居たが、此の交渉が成功せりとせば、佛蘭西は建設費の負担、新鉍物資源の利用及鉍物輸出の新交通路（例へば広西省—印度支那間の鐵道敷設）に依り、益する所極めて大であらうとされて居る。

### 第七節 佛租界に於ける公共事業

開港場に於ける公共事業に就ては、佛蘭西も英、米、支諸國の企業に参加して居る。併し是等の諸國の活動に伍して、日本は争變以來従前より支那の活動分野を併吞して益々其の權益を拡大しつゝある。

上海に於ては上海法商電車電燈自來公司 (*Compagnie Francaise des Tramways et d'Éclairage Électrique*) が水道、電力供給、運送施設の大部分を經營して居る。水道事業よりの年收五百萬フラン、電力より三乃至四百萬フラン、合計一千八百萬フランを挙げて、会社純収益の約四分の三を占め、運送事業より残余の四分の一を擧げて居る。

同社事業の如何に重要なものであるか、及びその現状が日支争變により如何なる影響を受けたかに就ては、其の株式資本の評価が争變前の四億フランより争變以後二億五千萬フランに低下したこと、即ち一時に一億五千萬フランの損失を見たことから窺知される。

天津にも同様に佛蘭西系の公益会社 (*Compagnie Francaise d'Énergie Électrique*) があり、その資産は約三千万フランと認められて居る。前記の上海の会社と合せ

て、現日支事変前に於て、両者の資本評價は四億三千万フランであつた。

更に上海には上海電話公司 (*Société Française des Téléphones Interurbains*) が該地方に活躍して居る。会社の資産は千五百万乃至二千万フランと謂はれて居る。併し乍ら在支佛国公共事業の中、最も大なるものは佛領印度支那の海防より雲南省の主都雲南府 (現在の昆明) に至る既述の狹軌鉄道である。

印度支那内	約二四〇哩
雲南省内	約二八八哩
計	約五二八哩

右の如く総延長五二八哩に達し、世界大戦の直前に竣成し、佛蘭西工業に名を成さしめたものである。此の鉄道は法文上佛蘭西会社の所有であるが、印度支那政府より補助金を受け、或る程度まで佛蘭西政府の監督を受けて居る。此の鉄道の敷設は一の政治的な意味を有するものと云はれて居るが、本来は経済的企業として投資したもので、*M. Etienne Deneux* 氏に従へば、「富裕なる南支那諸省と西洋貿易の爲めに開放し、且南支那の運送の一部を北支那に進出せしめろ」爲りである。本鉄道の収入は左の如くである。

貨物輸送量	一年	三〇万噸以上
營業收入	一九三六年	四五フラン
	一九三七年	六〇
同	一九三七年一月四月	一三
	一九三八年一月四月	二四
建設費	當時の支出	一六五
	現在評價	一六五〇

此の建設費は極めて低廉で、現今の技術を以てするも同額以下を以て覆線を敷設し得べきやは疑問とされて居る。

### 第八節 佛蘭西の商業的權益

支那に在る佛蘭西の商業上の權益は、佛蘭西筋の商社、銀行、保險会社等に現ける、如くなりせば、特に大資本を投じたりと云ふを得ない。支那に在る諸外国の商社、通計一万中、佛蘭西筋のもの約二百。ラカム氏は米国のリーマー氏の調査数字より、工業的企業に非ざる純商業企業の資本額を約七億フランと

見て居る。ラカム氏はリーマー氏の此の評價を過大であるとして、佛蘭西筋の商業的企業の投下資本をニ億フランの程度であるとし、又その大部分は上海に集中せるものと見て居る。此の二百商社中約半数は輸入業務に従事して居たが、佛蘭西筋の諸外國品との競争が困難なるため、多数の商社をして輸出業務に専念せしむるに至つた。

第九節 佛蘭西の銀行及保險業

支那には左記四個の佛蘭西系の銀行がある。

(1) 印度支那銀行 (Banque de l'Indo-Chine)

〔東方通理銀行〕

- 一 開設期 一八七五年(本店)
- 一 所在地 本店 巴里
- 支店 上海、漢口、廣東、香港、雲南、蒙自、天津(佛租界)、北平

- 一 組織 株式会社(本國銀行多数の出资)
  - 一 資本金 七千二百万法
  - 一 拂込金額 六千八百四十万法
  - 一 營業課目 一般銀行業(主として鉄道、鉱山の投資)
  - 一 特權 銀行券發行
  - 一 關係投資 京漢鉄道贖回借款 五百万磅
- (2) 中法商工銀行 (Banque Franco-Chinoise)
- 一 開設期 一九二三年(本店)
  - 一 所在地 本店 巴里
  - 支店 香港、上海、北平、天津(佛租界)
- 一 組織 株式会社 佛支会并
  - 一 資本金 五千万法 (目下支那側の資本は、ものゝ如し)
  - 一 拂込金額 五千万法
  - 一 積立金 三千六十六万九千法
- (3) 美呂放款銀行 (Credit Foncier D'Extrême-Orient)

本銀行は白耳義銀公司として佛國の対支國際財團に加入して居るもので、  
其の内容は左の如くである。

- 一 設立期 一九〇七年
- 一 所在地 本店 グラッセル
- 支店 上海、天津、漢口、香港、北平

一 組織 株式会社 白耳義、佛蘭西合辦

一 資本金 一千万法

一 拂込額 一千万法

一 積立金 九千五十三万九千九百三十九法

一 營業課目 海外不動産銀行として専ら土地家屋を所有し、之を  
管理すると共に保險業を營業す。

(三) 華法銀行 (Banque Sino-Francaise)

- 一 設立期 一九二一年(本店)
- 一 所在地 本店 天津佛組界

支店 北平

一 組織 株式会社

一 資本金 五十万弗

一 拂込額 五十万弗

一 營業課目 一般銀行業

佛蘭西系の銀行網は、佛支經濟關係、殊に支那と印度支那とのそれを發展せしむるに與つて力ある。就中、東方匯理銀行は、佛國植民地銀行の特質たる關係的銀行及び大銀行の合同經營に係る所謂娘銀行の二種の中、後者に屬し、一八七五年佛國に於けるコントワル・デ・コント・ソシエテ・ジユネール等有力なる大銀行に依つて聯合組織せられたもので、其の初めは交趾支那及佛領印度に於ける一植民地銀行に過ぎなかつたが、一八八五年天津條約により安南が佛國保護領となるに及んで、佛國の印度支那に於ける經營進歩と共に漸次其の業務を拡張し、佛國の極東經營上必要なる一大金融機關となり、一八九六年には香港次いで上海に支店を開設した。然るに本銀行の發券銀行たる關係上、其の業務に就て嚴格なる制限あり、爲めに工業的若くは鐵道公債等財政的投資に

開與することが出来なかつたが、日清戦後各国資本団の利権獲得競争<sup>三〇</sup>甚となり、露の露正銀行、独の独重銀行、英の滙豐、滙理、米の花旗銀行等が夫々本国政府の対支方針に順應して利権投資に活動するや、滙理銀行に対する非難の声起り、一九〇五年遂に大英等を加へて、諸国公債の應募其他商工的企業の投資をも爲し得ることとし、各国全部機関と角逐して相譲らざる特権を得て今日に及んで居る。

次に上海以下の主要港地に在る佛蘭西系の保険会社は、亦一九三七年に於て九と数へる。其の中重要なものは左の二社である。

(イ) 法英保険公司 (Compagnie Franco-Anglaise d'Assurance)

(ロ) 国際貯蓄会社 (Société Internationale d'Épargne)

尚、支那最近の立法は、佛蘭西系の貯蓄会社の営業を阻碍し、上記の国際貯蓄会社の如きは、若しく其の活動を縮小することを餘儀なくされた。

フランスM.M.会社 (Compagnie des Messageries Maritimes) の定期船は、マルセイユ神戸間を航海し、上海に寄港する。同社は又支那一印度支那間の定期航海を北営んで居る。ラクム氏の指摘して居る様に、現事変中、上海寄港を中止

しなかつた外国船航路は此の線だけであつた。

以上の外、佛蘭西の在支商業権益としては、

(1) *Journal de Shanghai* (2) *Pictorique de Peking* 等の新聞、雜誌関係事業のみである。

### 第十節 佛蘭西の土地所有

支那に於ける佛蘭西系の土地権益は、大別して私有的のものと、佛蘭西布廠団体所有のものとの二つとなるが、私人所有土地は主として上海に集中して居る。一九三三年リーマー氏の発表せる数字に換ると、其の總額はフラン貨に換算して約八百七十万フランであり、其の内訳は次の如くである。

佛蘭西人所有土地

六億四千万フラン。

佛蘭西人の所有に属せざる土地に対する佛蘭西人の抵当権

一億四千万フラン

佛蘭西系に非ざる土地会社に対する佛蘭西人の持分

九千万フラン

之に對してラカム氏は上記の数字を引用して、上海に於ける佛蘭西系の私人及会社の土地所有額を五億フラン以上に評價するは過大に失すと云ひ、上海以外の開港市に於ける佛蘭西私人の土地所有額を一億フランと推算して、支那に於ける佛蘭西私人の土地所有総額を六億フランと見て居る。

軍教団体は久しう以前より、開港市のみならず未開放の與地に於ては土地所有の特典を享受して来た。

一八六五年の *Batavia Convention* は外国布教団体の支那に於ける、土地の取得は彼等の爲とせずして、其の支那人教徒団の爲に於て許容せられると云ふ條件を附して居る。此の條件付の理由よりして、ラカム氏は宣教師の保有地に於ては特に佛蘭西人に屬するもの、即ち開港市に在るもの、外は總て佛蘭西系の在支權益の統計より除外して居る。

佛蘭西布教団体所有土地の大半は、上海の佛租界に集中して居る。此の土地の多くは収益を齎らして居るが、此の収益は人道的、宗教的な方面に於ける布教団体の活動資金として、例へば病院、施療所、天刑病者收容所、孤兒院、養

老院、教育及學術施設（其の甲には上海郊外の有名なる徐家匯の余山に天文台がある）の維持費に充當せられて居る。

ラカム氏はリーマー氏の提示せる数字とフラン貨の高低両相場（ポアンカレ一貨と現在貨）並に米貨の高低両相場（金貨とルーヴエル一貨）とより種々計算し、佛蘭西の旧布教団体が、諸開港市に保有する土地の総価格を約八億二千万フラン（現在貨）と推定した。上記の推定額に算入せられて居ない重要な項目としてベルギー系商社「義呂放款」 (*Credit Foncier d'Extrême Orient*) に委託された約二億フランの佛蘭西布教団体保有土地がある。此の譲渡の行はれに理由は嘗て佛蘭西に於て政教分離の行はれた際、宗教団体所有財産が政府に没收せられる懸念があつたからである。此の土地は其後引續き同商社の所有に歸して居る。此の土地の價格は正確には判明しなから、諸開港地にある佛蘭西布教団体の収益付土地總價格の二割、即ち二億フランを下らざるものと考へられて居る。

佛蘭西布教団体は開港地に於て以上の財産の外、なほ如んど總ての支那諸省に於て幾多の土地を保有して居る。即ち全支那に亘って存在する百二十八の

教区が各々百五十万フラン乃至五百万フランの財産を有するか故に、<sup>三四</sup>佛蘭西布  
教団体の支那に於ける土地保有は極めて巨額に達する。ラカム氏はその総額を  
十二億五千フランと計算して大過なかるべしと云つて居る。然れども注意を要  
するは、是等の保有は法理上より言へば排他的に佛国人の所有に帰するものと  
云ひ得ず、夫々の布教団体に属する支那人教徒団の名義になつて居るから、恐  
らく外人布教団体の利益の爲めにするものに非ずと想像されて居ることである。  
従つて、ラカム氏は此の種の土地を除外して、支那に於ける佛蘭西布教団体の  
土地保有額を総計八億フランに達するものと見て居る。

右ラカム氏の計算を綜合すれば次の如くなる。  
佛蘭西私人の土地保有 六〇〇百万フラン  
同布教団体の土地保有 八〇〇百万フラン  
計 一四〇〇百万フラン

### 第十一節 結論 (極東に於ける佛蘭西の地位)

(イ) 佛蘭西の対支投資が、(一) 総額六十億フラン、(二) 総外国投資の五%に過ぎない

から、佛蘭西の対支權益は小なりと論定することは容易である。

(ロ) 全佛蘭西の対支貿易は、その総貿易額の五%に過ぎないから、同様の論定を  
爲すことも亦容易である。

(ハ) 佛蘭西の重要関心事は寧ろ將來の見込になするが、佛蘭西は他の總ての欧州  
諸国と同様、之を樂觀するに傾く。

(ニ) 佛蘭西は、曰支事變の直前数年中、支那が佛蘭西の久しき以前より期待せる  
希望の少くも最小限を充たす見込を示したる事實よりして、益々その期待を  
實現せんとして居る。

## 第三章 佛國の極東貿易

### 第一節 佛國極東貿易の概況

佛本國の全極東に對する貿易を總観するに、日本、支那、香港をも含めて、  
佛國の對外總貿易の二%を出でず、若し佛蘭西の此の對外貿易に、  
其の保護額

及び属領の貿易をも算入すれば、此の比率は更に低下する。

仲國より支那への輸出は一九三七年に於て、その総輸出の〇・五%に過ぎず、佛國の支那よりの輸入は、その総輸入の1%に充たぬ。殊に佛國の対支貿易が輸出入共最近十年來絶えず減退して居るのは注目し得る。

佛蘭西より支那への輸出

一九二六年	四一三	百万フラン
一九二七年	三六六	百万フラン
一九三五年	七二	百万フラン
一九三六年	九五	百万フラン

佛蘭西の支那よりの輸入

一九二七年	一、二三〇	百万フラン
一九三六年	二二四	百万フラン

(一九二七年の額の五分の一以下)

尚、滿洲國の貿易は、従来日本、支那及び独逸の独占であつて、佛國との關係は輸出入とも言ふに足りない。

佛蘭西の對支輸出の減は、さる理由として、佛蘭西の商務官 *Daumaine* 氏は左記の諸點を挙げて居る。

(一) 支那の需要する商品は、多く佛蘭西に於て製造されて居ないが、生産される物の数量が少い。又満足する價格又は品質に於て産出されない。更に佛蘭西品の價格は、現在貧困にして又將來幾年か貧困のすゝなるべし支那人の大眾にとつて、甚だ高きに過ぐる。

(二) 支那に於て佛蘭西品の需要の少なき、尚一つの理由は、在支佛國人の少いことである。即ち在支外國人總數三十七万人中、佛蘭西人は僅かに三四千を數ふるに過ぎない。政洲諸國に留学せる支那人は、その帶留せる國の商品を使用する傾向がある。支那に在り佛蘭西商社数は少數で、従ての外國商館一万余の中、佛蘭西筋のものは約二百に過ぎず、その中半数は輸入業である。

(三) 信用の提供が不足で、廣告に費用を惜む傾向がある。  
(四) 佛蘭西筋輸入業者の大部分は比較的新开業で、日本、独逸、米國、殊に英人商館の開拓市場に喰ひ入る事が容易でない。



第二節 佛蘭西の対支貿易

佛蘭西の対支貿易に就いて考ふるに、佛蘭西としては支那の将来性、殊に支那の人口の大なることに大なる望を囁して居ることは、他の関係諸国と同様である。然れども東洋に貿易の捌口を求むるものにして不幸なるは、數億の支那民衆の購買力が歐洲の最も貧困なる諸国に比しても劣つて居ることである。国際聯盟の經濟調査部は各国人口一人当り外國貿易額を左の如く測定して居る。

英吉利	七〇・六〇ドル
独逸	三八・八〇ドル
佛蘭西	三四・〇〇ドル
合衆国	二〇・一〇ドル
日本	一二・三〇ドル
支那	一・〇七ドル

支那の数字の石の如く低いのは、その購買力の小なるが爲めなることは明かである。

対支貿易に対する佛蘭西の持分は、其の額に於ては言ふに足りない。支那の輸入貿易に対する佛蘭西の持分は、過去數年中に於て全輸入額の一五%と二〇%との間を上下して居る。之に対し、支那の対佛輸出に於ては、之より稍多、約四%と五%との間を上下して居る。此の中には支那と佛領印度支那との間の貿易を算入して居ない。之を算入すれば支那への輸入は稍増加するも、支那よりの輸出には殆ど影響がない。即ち佛領印度支那よりの支那への輸入は二一六%で、一九三七年には僅かに三%を超えた。輸出入通觀して全佛蘭西(佛領をも含めて)の対支貿易は五%内外である。此の内佛蘭西側の支那商産購買では佛蘭西本国が最も重要で、支那への供給に於ては印度支那が其の大部分を占めて居る。今、仮に全佛蘭西(佛領をも含めて)の対支貿易額を略、英帝国のその五分の一に近からしめんとするも、対支輸出に於ては、米、英、日、独、佛領東印度に次で第六位であり、支那よりの輸入に於ては米、香港、日、英、独に次で第六位の顧客たり得るに過ぎない。

次に佛支(印度支那をも含めて)貿易の重要商産を觀るに次の如くである。  
(イ) 一九三七年 佛蘭西より支那への輸出

雑品（大部分小製造品） 四五%  
全属、鉱石（孰條が最多） 一八%  
（一九三六年一孰條 三六%）

（備考）孰條の輸入は南西支那の鉄道計畫が紙上計畫以上に進捗すれば、最高歩合を占むることとなるであらう。

其他化学品、染料、車輛等

(四) 一九三七年 支那より佛蘭西への輸出

紡織纖維（大部分生糸） 三七%  
（一九三六年同） 四五%）

動物製品 約一七%

タングステン 一〇%強

桐油 一〇%強

(ハ) 一九三七年 支那より印度支那への輸出

（数ふるに足るものなし）

(三) 一九三七年 印度支那より支那への輸出

米、粃 九〇百万海關金

（一九三六年の額） 四〇〇〇〇

石炭 一・五〇〇

（一九三六年の額） 一・五〇〇

麵、セメント（金額小なるも注目に値す）

支那と佛領アフリカとの貿易額は小であるが、支那が輸出に力を注げる緑茶の取路として注目される。就中佛領モロツコは支那の総輸出の約半量と消費する。

### 第三節 佛蘭西の対日貿易

佛蘭西の対日貿易は対支のそれより更に小額である。

(イ) 一九三七年 佛蘭西より日本への輸出

佛蘭西本國よりの輸入 二八〇 百万円

印度支那より日本への輸入 二七〇 百万円

（主に石炭、ゴム）



(四) 大同府(山西省)―成都(四川省)鐵道の中、未完成の鳳翔―成都間の敷設中止。

之も右と同様の理由に依るものである。

(ハ) 漢越鐵道輸送制限  
援蔣ルートとして頻りに喧傳されるものにて、同鐵道の輸送貨物制限の要求。

(ニ) 赤安鐵道及廣洲灣鐵道の敷設提携

我が海南島占領に依つて、本鐵道の重要性が、我が方にとつても著しく増大した。

右に対する日本よりの佛國に対する報償は次の如くである。

- (イ) 汴路鐵道(後の滄海鐵道)―開封―洛陽(陝西省)線の復旧、安全保証
  - (ロ) 京漢鐵道の復旧、安全保証及京漢鐵道借款の擔保の保証。
  - (ハ) 南寧―鎮南間線建設に対する日本の出資参加
- 本線は廣西省と雲南省とを結ぶものにて、佛領印度支那に近接し、同方面に多數利権を有する佛國と將來提携するに當つて、重要性を有するものと

思はれる。右の鐵道建設の目的の下に新設された佛國の「支那企業金融會社」の資本金は九百万フランにて増資可能を予定して居る状態である。

尚、我が軍が海南島を攻略した今日、佛印を廻つて、日佛提携の場合、佛印の河内、海防、海南島の海口を交通の基点とする以外に、廣東省の北海も亦、船舶寄港地として交通上の要點たるを以て、同鐵道の建設は、南寧より更に北海への延長が必要有益と考へられる。

### 第二 銀行

佛領印度支那、雲南省等の佛國勢力範圍を舞台として提携するに當つて、同方面に対する日本の投資に便ならしめる爲、興銀の進出等も考へられるが、主として中南支、佛印の鐵道、鑛山等の投資を營業として居る、佛國の印度支那銀行(東方匯理銀行)等との合辦事業等も考へられる。尚、同銀行の資本金は既述の如く七千二百万法である。

### 第三 武器輸送禁止

事變以來 對支武器輸出の基地は廣洲灣及び佛領印度支那である。廣洲灣より日、佛國人系によつて機關銃、小銃、彈藥等を陸揚げして居たのみでなく、

日本の廣東空爆の場合に備ふる意味の高射砲、探照燈をも送り、之を内地に送  
つたと言はれる。一方佛領印度支那からは、一つは海防、河内から廣西省の龍  
洲、南寧、桂林を経て、一つは老開から雲南省方面に向け雲南（滇越）鉄道に  
よつて種々の武器が輸入せられた。右に対する日本の嚴重抗議の反復に依り、  
佛蘭西政府も佛印當局に対し嚴重訓令を發し、其の結果、武器軍需品の輸送は  
一時中絶を見たが、一九三八年末に至り再び開始されるに至つた。右は佛印民  
間の反對運動の奏効に依るものにてトラック等の輸送機材は軍需品に非ずとの  
見解の下に、救護車は無制限に、民間用トラックは月百台を限り輸送許可を與  
へたと傳へられて居る。斯くて嚴重なる意味に於ける武器は非常に減つたが、  
當地民間業者間には、此の機會に支那に進出すべしとの意見が可成有力で、該  
地で目下製造されつゝある手榴弾数万個の賣却が、支那商人との間に成立した  
と云はれ、必死の支那は何等かの手段を以て、今後とも同方面より武器を入手せ  
んと企圖として居る。右の如き状態は佛國の反省を俟つて急遽撤回せしむべき  
であり、佛印當局等に対する嚴重取締と共に、今後を保証せしむるを要する。

#### 第四 其他後蔣行爲の廢止

昨年（一九三八年）六月、駐支佛蘭西大使ナジール氏が、廣東に於て余漢  
謀、吳欽城等と協議したと傳へられる左の諸計畫は、佛國をして宜しく撤回廢  
止せしむべきである。

- (イ) 雲南、廣西省、の自動車路の擴張及びそれに伴ふ西南運輸公司に対する財政  
的援助
- (ロ) 諒山鉄道の廣西への延長並に雲南鉄道の四川への延長
- (ハ) 雲南、貴州、四川、廣西の各省と佛印との經濟プロックの構成。

#### 第五 揚子江航行の開放

揚子江航行の可及的速かなる開放の必要は勿論にて、軍事行動に支障を來さ  
ざる限り、対蔣軍事的、商業的援助の絶對廢止、運搬貨物量及び航行區域の制  
限等を條件等とする開放も考へられる。

#### 第六 佛蘇協定の廢棄

防共枢軸が暗黙裡に英、米、佛、蘇等のデモクラシー、プロックに脅威を與  
へ、少くからず彼等の対支援助を牽制して居るが、一面赤色思想に共鳴する佛  
蘇が、彼の佛蘇援助條約に結ばれて居る事は、徒らに支那に力を與へ、日支事

變の終結を遲滞せしめる一因となつて居る。右條約は假令それが獨逸一國を目標として兩國間に締結せられたものとは言へ、既に防共協定に依り、日獨伊が力強く結ばれた今日、佛蘇としては本條約の適用を更に日伊に向つて擴張し度き底意のあることは明かにて、殊に聖戰目的の速なる達成を希望する日本としては、日佛提携に當つて、其の廢棄を佛國に要求すべきである。

第二節 佛國の採るべき対日政策

第一 輸出入禁止

佛國は從來割當制により許可し來れる日本商品の輸入を、今後禁止するに至るべしとの意向を示して居るが、更に其の植民地、保護領、委任統治地等に対し、対日圧迫を使喚し、輸出入共に之を禁止せしむるが如きことあるべきも、其の依存度に於て稀薄なるが故に、日本としては大なる痛痒を感ずることなからべく、又、英米進駐策に終始し居る佛國としては、英米に率先して單獨に之を断行すべしとは考へられぬ。

第一表 日本への佛國類別輸出入表

品名	数量			價		
	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
絹織物(生地)	三五八六 <small>千方碼</small>	三七五一 <small>千方碼</small>	二、二六六 <small>千方碼</small>	七八八 <small>千圓</small>	七九〇 <small>千圓</small>	四五四 <small>千圓</small>
絹織物(晒)	一、二五七 <small>千方碼</small>	一一三	一四五	二〇六三	三一	二〇
綿織物(其他)	二、二三七 <small>千方碼</small>	三六三	一、二七	四五二	一一四	四一
絹織物	二、七三六 <small>千方碼</small>	二、六一三	三、一六九	一、四四三	一、六七三	一、五一四
人造絹織物	二、六三一 <small>千方碼</small>	八九三	三七九	四九五	二〇五	九八
生糸	十、二八 <small>千斤</small>	十、三〇 <small>千斤</small>	十、三一 <small>千斤</small>	二、七七二	二、六一一	二、四六三
絹織物(其他)	十、一 <small>千斤</small>	十、三 <small>千斤</small>	十、一 <small>千斤</small>	二、八四	七三四	一九七

罐詰食品	薄荷油	薄荷腦	樟腦	メリヤス製品	製帽用真田	鉛鈕	陶磁器	既製	ブラッシユ	寒天
(容器) 十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤
六二	二	七一	二	九六	二	二六二	...	...	...	...
十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤
六一	二	五	一	七	二	三七三	...	...	...	...
十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤
四七	二	三	一	二	二	一四	...	...	...	...
十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤
二、四七二	九七七	七〇〇	三五〇	三一	四七四	九九	三一七	一五八	二五	七三九
十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤
三、七三二	八七六	五四四	二六九	一七	六四二	一二三	四二六	二八二	四三	八七五
十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤
一、六七五	八〇八	三七三	二五二	五	六七九	一〇	一三三	一五四	一一	六〇一
十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤	十萬斤

註 大藏省外國貿易年表に據る。

第二表 日本への対佛領印度支那貿易額

昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
三、〇八二	四、六二四	四、六九七	三、〇一五
輸	輸	輸	入
二、〇三〇	二、七〇一	二、〇一五	二、〇一五

第三表 日本への対佛領印度支那類別輸出状態

絹織物	人絹織物	石炭	薄荷油	陶磁器	硝子及製品
昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八	一、四八八
五、六七	〇、四	一、一九	二、五	二、七〇	二、五八
昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
九、二一	七	八〇	一、七	二、三二	二、三四
昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年	昭和三十二年
二、〇一	五	二、三五	一、五	一、三一	一、二〇

第四表 日本の対佛領モロッコ貿易状況

年	対モロッコ	
	輸出	輸入
昭和十一年	二〇、五一 <small>千円</small>	八八 <small>千円</small>
昭和十二年	一八、二八 <small>千円</small>	五八 <small>千円</small>
昭和十三年	一八、七二 <small>千円</small>	六一 <small>千円</small>

第五表 日本の対佛領モロッコ類別輸出品態

年	数量		価格	
	数量	価格	数量	価格
昭和十一年	六、七七 <small>千方碼</small>	一、四七 <small>千円</small>	三、三一 <small>千円</small>	二、一〇 <small>千円</small>
昭和十二年	一、四〇 <small>千方碼</small>	一、四七 <small>千円</small>	三、三七 <small>千円</small>	一、〇、二三 <small>千円</small>
昭和十三年	一、一八 <small>千方碼</small>	一、四七 <small>千円</small>	三、三三 <small>千円</small>	一、〇、二三 <small>千円</small>

(註) 同前

第六表 日本の対ソマリ、コースト貿易

年	輸		入	
	数量	価格	数量	価格
昭和十一年	二、六一 <small>千円</small>	三、〇〇 <small>千円</small>	三、〇〇 <small>千円</small>	四、四四 <small>千円</small>
昭和十二年	五、七二 <small>千円</small>	一、〇五 <small>千円</small>	七、二五 <small>千円</small>	五、九五 <small>千円</small>
昭和十三年	二、四二 <small>千円</small>	七、二九 <small>千円</small>	七、二九 <small>千円</small>	五、九五 <small>千円</small>

(註) 同前

第七表 日本の対佛領ソマリ、コースト類別輸出品態

年	数量		価格	
	数量	価格	数量	価格
昭和十一年	一、四〇 <small>千方碼</small>	二、二五 <small>千円</small>	四、〇一 <small>千円</small>	一、九二 <small>千円</small>
昭和十二年	二、七〇 <small>千方碼</small>	二、二五 <small>千円</small>	四、〇一 <small>千円</small>	一、九二 <small>千円</small>
昭和十三年	一、四六 <small>千方碼</small>	二、二五 <small>千円</small>	四、〇一 <small>千円</small>	一、九二 <small>千円</small>

(註) 同前



第二 雲南の政治的利用

雲南の佛國への依存振りは、省政府主席龍雲の親佛振り、南雲の対外貿易の首位を占むること、昆明在住外人の大部分が佛國人であることに依つても証明出来る。龍雲が佛國勢力と國民政府との間にあつて、事實に於て佛國勢力に結ぶ付くことによつて自己保身を続けて来た。國民政府が長期抗戰の基地として雲南に眼を注いで居ることは地方軍閥としての彼には大なる脅威であるに相違ない。既に國民政府側では龍雲を壓迫の手を強め、彼の多年培養し來つた地盤、資産、軍隊等は斯る圧迫の對象となつて居る。日支開戦に當り、蔣介石は雲南軍にも出兵を命じたが、僅か二千位の軍隊を参加せしめたのみで辛くも御茶を濁した龍雲は依然數萬の手兵を擁し、雲南防備に汲々として居る。現在昆明を中心に堅固な高射砲陣地が築かれ、飛行場には佛國人教官を中心として、佛國製飛行機を主とする防空訓練飛行が強行され、居る。既に海南島を占領せられた佛國としては愈々雲南依存、龍雲利用を強めるものと思はれる。

第三 國際聯盟使噉

聯盟理事會は昨一九三八年九月公開會議を開催、規約第十六條に基き聯盟國

は個別的対日制裁を實行し得る旨の報告を採決するに至つたが、対日制裁を決議するに至らなかつた。而も此の報告の採決すらも今までの處、何等実効を現はさぬ状態にて、所詮聯盟の機能は無力なるも、佛國としては、更に其の利用に奔走すべく英、蘇依存の強化と關聯して、一層聯盟各國の対日制裁使噉に懸命すること、思はれる。

第三節 日本への對佛政策

第一 輸入禁止

佛國よりの輸入は主に皮類、合成染料、機械部品等であるが、既述の如く佛國の対日貿易は、其の対支貿易にも増して小額であり、貿易を通じての日佛依存度は極めて稀弱であるが、日支事變の結果、主として日本の爲替統制による制限の爲め、佛國の対日輸出に於て一九三七—一九三八年の間に五〇%の減退を來し、輸入に於て二八%の減少を示した。日本としては対日圧迫の対策として佛蘭西品輸入の強力なる制限、進んで禁止の手段も考へられ、更に支那新政府との協力を依り、同方面に対する佛國品の輸入制限禁止の方策も採られ得



路たる印度支那—雲南欽道の封鎖は、佛國の對支軍需材輸送閉塞と相俟つて、  
佛支兩國に大打撃を與へるものと思はれる。更に又廣西省の鑛區の確保、佛國  
の該鑛區利用、建設資材の賣込、鑛物搬出路たる廣西省—印度支那間等の新鉄  
道線（欽渝鉄道、南寧—鎮南關鉄道等）の閉塞等、對佛対策として考へられる  
。因に支那に於ける最も重要な錫坑所在地たる雲南省の箇旧地方よりは、一  
九三六年に於て支那の錫輸出の約七割を産出し數個の佛國會社が其の大量を支  
配して居る。

### 第三 関 税

既述の如く佛國の有する債権の内、関税担保に支拂を受けて居るものは、十  
七億二千万フランであるが、支那の主要開港場に於ける関税収入を差し押へれ  
ば、佛國債権の利子支拂に支障を來すべく、唯、ギニー、ラカム氏は其の四分  
三が日本の手に落ちた場合に於ても、尚外債償還を續行し得べしと言つて居る。

### 第四 滇越鉄道（雲南—昆明ルート）閉塞

従來、佛印の海防で陸揚げされた佛國シユナイダー製を主とする各種武器は

河内を経て廣西省境の鎮南關に輸送され、龍州を経て自動車路により廣東省三  
水に送られ、三水鉄道で廣東に送られて來た。もう一つのルートは海防より滇  
越鉄道により昆明に運搬されるもので、以上の佛領ルートは雲南—ビルマの英  
領ルート（昆明と蘭貢を自動車路と緬甸鉄道とにより結ぶもの）より輸送の安  
全能力に就き優つて居るものである。蔣政権が、支那西南に蟠踞を余儀なくす  
るに至つた今日、右ルートの重要性は愈々加はりつゝある。今後、支那に對す  
る軍需資材の輸送は専ら此の線によらねばと思はれ、此のルートを擁へるこ  
とは蔣政権及佛國に對して少なからざる打撃を與へるものと思はれる。

### 第五 暹羅との提携

印度支那の西南方に位する暹羅は最近、英、佛の勢力驅逐して、日本及獨  
伊の勢力を迎へんと努力して居る。同國に於ける日本の經濟的勢力は一九三三  
年以來著しく増大し、殊に最近數年に暹羅より日本及び獨逸への武器注文と、  
伊水利への船舶注文と大に増加を示して居る。尤も一九三七年十一月、暹羅が  
佛國と新通商協定や一般的協約を締結したのは事實であるが、其の際暹羅は佛  
國に對して、國際聯盟に關する一切の事柄は、此の協定より除外する旨を要請

したと言はれ、其の間計日親密度の一斑が窺はれる。日本は從來の如く、同國との友好關係を持續すると同時に、何等かの方策へ最近企てられた航空路の新設等より緊密度を増し、以て佛印走つては佛國牽制の一助となすべきかと考へられる。今、シヤム交通（道路及鉄道）に就て見ても、バンコックを基点として印度支那に向つて放射状に開通して居り、之を經濟的に利用することは極めて有用と認められ、更に此方面よりラオス及びトンキンへの進出も畫策し得る。シヤム以南には、新嘉坡に強大なる英國の要塞を有つ海峡植民地が横つて居り、現在まで印度と太平洋間の通路を扼して居た。此の海峡植民地の戰略的優越性を奪ふ爲め、日獨兩國に支持されて、クラ地峽を横切つて、シヤムの領土を貫通する運河の開鑿が計畫されたが英國政府の干渉によつて沙汰止みになつて居る。此の運河の商業的價値は少いと言はれて居るが、英佛共同対日圧迫に處する爲め、再び之に助力を與へ、計畫の復旧に努力すべきであると思はれる。

#### 第六 外國租界の回收

最近支那に於ける租界が我が聖戰の遂行上、忽視すべからざる妨害的存在な

ることが明かにされて居る。例へば天津租界の治外法権的地位を利用して、外國商人が北支新政権の貿易政策を打破しつゝ、ありと云ふ、或は上海に於ける英、米、佛等九ヶ國に亘る諸團體が今尚ほ作戦繼續中なるにも拘らず、租界の凡ゆる權利留保、租界行政に対する干渉、侵略の撤去、虹口地帯其他の返還等を共同決議して夫れ々々本國政府への回復方を要求したと言ふが如きは其の一斑である。租界は正しく蔣政権の敵中司令部、排日共産の根據地たるの觀を呈し、宛も我が占領地區内に於ける取り残された島なりと言ひ得る。租界が排日棄領地たるの例証は多々あるも、新聞雜誌による排日狂奔、上海租界に於ける彼の蛇をなま排日テロ、更に最近まで天津租界當局の行つて居た聯銀券を以てする公課納付の拒絶等が擧げられる。而も租界が斯の如く排日共産の策源地と化せる結果、その影響が單に租界内に止らず、天津の場合にはそれが北支全体に、上海の場合には江南地方一帯に及ぶ事實を見逃せない。茲に租界回收、打倒等の議論が生ずるのであるが、其の軍事的、政治的手段は別として、最近我が方に於て、上海、天津等の租界に就て採つた手段は次の如くである。

租界自体に対する直接の折衝の外に、租界外に対する二策として、租界外の江

灣地方に旧政権の遺策たる大上海都市計畫を踏襲して、新都市を建設し、以て  
實力により租界の繁栄を奪はんとする方策である。即ち中支開發の 會社とし  
て資本金約三千万圓程度の日支合辦の恒産會社を設立し、之を市政府土地計畫  
局の監督下に置き、先づ市政府に於て都市建設に必要な土地を原所有者より  
買収したる上、更に之を右の恒産會社に譲渡し、該會社をして土地、建物、道  
路その他都市建設に必要な諸設備に當らしめ、又必要に應じ拂込資本の三倍  
迄は私債の募集を認め、日支人に対する土地の拂下げを認むると言ふ方針の下  
に予定地を六區に分ち、夫れ々々工場地帯又は官廳街等を編成せんとし居る  
のである。

天津租界に於ては、先づ英佛租界内に在る邦人機關、邦人各商社並に居留邦人  
全体に対し引揚げを命じ、租界内支那人に対しても市政府の名に於て引上げを  
勸告し、今後日支人の租界内に於て營業を開始するを禁じ、競馬場其他租界関  
係事業へ日支人が参加出入することを認めず、更に日本租界より特別第一區へ  
回獨逸租界に亘る租界包圍道路を築上し白河下流に新天津を建設せんとする  
が如き何れも租界を包圍封鎖し、以て租界の自然消滅を計つて居る。

### 第七 上海財閥猶太人の利用

上海租界に居住する多数の猶太系外人は同方面に數十億の投資をし居るが  
、元來猶太人は迫害を加へぬ日本人に好意を持つて居り日本の進出に対しては  
經濟的助力を惜まぬこの風聞がある。対日圧迫に狂奔する諸國の勢力驅逐に之  
を利用するは一方法なりと考へる

### 第八 英佛離間策

(1) 佛國の後發積極化は、一面英國勢力の漸く退潮期に入つた今日を利用して、  
同國に代つて列強對支利権の大なる部分を占めんと欲望に在り、國民政權  
の雲南逃避が實現されば、最も有利な地位に立つのは差し當り英國よりは  
佛國で、斯るチャンスを送する佛國當局の魚標こそ對蔣支援の積極化として  
現はれたのである。

殊に赤色ルートが輸送手段に恵まれず、従つて蔣政權の現實的究極の逃避地  
として、西南辺境が有望なる時、佛國の立場は蘇聯にも増して有利である。  
(2) 佛國最近に於ける英米との共同歩調は、佛國の極東に於ける軍備の寡小に依  
る事なる追隨策といふ思はれず佛國の單獨對日圧迫は豫想されぬ。

右ニ点より見て、佛國は最後まで英米に依存する強行意思あるものと思はれ  
ず、日本に於て海南島其他佛國權益に就き讓歩する所あれば、必ずしも英佛を  
離反せしめる事は不可能事でないと思はれる。

防共國家群に対する民主主義國家の一環としての佛蘭西は容易に英米との提携  
を絶つことは無く、寧ろ當面の時局に於て却つて之を強化して行くであらうか  
、我外交政策の如何によつては、事東洋に關する限り、英米佛の反東亞新體制  
思想の一環は、案外佛國より萌れ来るものと觀察されぬことも無い。

ニ大國家群間の世界戦争が、假令不可避的であるとしても、其過渡期に於て幾  
多ジグザグのタクチクは試みは行はれて然るべく英佛離間政策の可能性の如き  
も無しとは所と難いのである。

#### 第九 防共樞軸の強化

極東と歐羅巴との間には常に密接なる連関性を有することは否み得ないが、  
最近日獨伊更に汎牙利を加へた防共協定は、從來に於るよりも一層、緊密に極  
東の政策と歐洲の政策とを結び付けるに至つた。斯くて日本は急角度に歐洲に  
接近し來つたと同時に、又歐洲は多くの方面に於て亞細亞と接觸するに至つた

。防共協定の參加國は歐洲及び亞細亞に於ける紛争に關し、常に無言の力強き  
支援を相互に與へ且つ與られつゝ、ある事は事實である。

佛國帝制に當つては、日本は更に此の防共樞軸の強化に努力し、其の効用を最  
大限に發揮せしむべきであると考へられる。

## 第五章 佛領印度支那を繞る日佛相互政策

### 第一節 佛國と佛領印度支那との依存性

印度支那は佛國の海外植民地中、最も多くの人口を包容して居り、資源も各種に亘り、且つ佛國市場としても最近著しく其の價値を高めた爲め、恐らく北阿利加を除いては佛國の最大なる國心を持つ植民地である。

事實今日の印度支那は、其植民地中佛國の第三位の最大顧客であると同時に又第二位の賣手となつて居る。

又印度支那に投下した佛國の資本も著しく増加して、一八九〇年以來投資された總額は二百五十億フランに達すると言はれ、最近一兩年間に於けるフラン價の下落は、佛國の各種植民地に打撃を與へたが、独り印度支那のみは外國貿易も順調を續け、不況を脱するを得た。

一方印度支那に対する佛國の國心は、單なる經濟的理由に依るものでなく、又道義的にも兩者の聯絡は緊密である。斯くて同植民地に対し、西洋文化を

扶植すること、從來佛国政府の採り来た方針であり、小中学校<sup>六八</sup>を初め、  
 大学其他各種の文化施設も佛国の手によって敷設されて居る。  
 更に之を戦略上より観れば、支那及印度に接壤して居り、印度支那が支那の  
 平和と繁栄に重大なる関心を有することは必然の事である。印度支那は佛国と極  
 東向の重要なる寄港地であり、且つ佛国と河内及上海を結ぶ飛行機の大着陸  
 場である。更に安南を経て支那内地に入る重要なる大陸通路でもある。  
 殊に、佛国は一九三八年未に至り、時局の進展に鑑み、自国領土及权益保存  
 の為め、安南のカムラン湾に軍港建設を決定し、同地方を佛国極東艦隊の最  
 大根據地たらしめんとして居る。同国は又香港、ウラジオストクを結ぶ対  
 日防備の一環でもある。  
 斯くて印度支那は、政治、財政、産業、交通、通信、教育等凡ゆる部面に  
 亘つて佛国との強力なる依存関係を維持して居るが、之を貿易方面より観れ  
 ば次の如くである。  
 一九三七年に於ける其の対佛輸出は、十六億五千二百七万六千フランにて、  
 佛国の植民地、保護領、委任統治地中、アルジェリヤに次ぎ第二位を占め、

佛本国よりの輸入は七億三千九百二十七万六千フランで第三位にある。  
 同年度に於ける、佛本国よりの類別輸入状態は次の如くである。

鉄 及 鋼	四七、〇〇七	(千フラン)	四五、九九三	(千フラン)
化学工業品	二一、九八六		一一、九二三	
綿 織 物	一七五、九三三			
絹 織 物	七七、二一一			
各種機械	二三、九六六			
同野用品及部品	五六、一二二			
金屬製品	.....		一九、三七三	
自動車	四〇、二八三		一の六七輛及 其の附屬品	

尚、佛国の対外貿易に於ける印度支那の持分は、本国に於ける輸入の三・八  
 %、同輸出の三・九%である。



印度支那の佛国との貿易関係を一九三五年に就き、稍々詳細に見れば、次の如くである。

輸出品は米穀類の一億四千三百万フランが第一位を占め、対佛国輸出額四億三千二百万フランの約三五パーセントに當る。次に小麦類の一億三千二百万フランで三〇パーセントを超える。従つて此の二種の食糧農産物のみで二億七千五百万フラン、六五パーセント以上を占めて居る。其の他は大茴香の四千八百万フラン、胡椒の千百万フラン、椰子の九百万フラン、珈琲の六百万フラン等殆ど農産物のみで、僅かに石油の二千三百万フランが例外をなすのみである。

佛国よりの輸入品は多種多様で甚だ変化に富んで居る。價格より言へば、綿織物の輸入が最大で、一億三千七百万フラン、全輸入額の三〇パーセント前後を占める。同じ種類に属するものとしては、麻織物の四百萬フラン、人絹織物の千七百万フラン等である。全体として織物の輸入が甚だ多い。

印度支那が佛本国紡績業、絹物業等の纖維工業の重要な市場をなす理由が

容易に窺はれる。其他の製造品としては鉄鋼の二千九百万フラン、機械器具の千六百万フラン、金屬製品の三千七百万フラン、自動車又同部品の二千三百万フランがあり、精製食糧品にはミルク製品の八百万フラン、葡萄酒の千五百万フラン等がある。是等は印度支那土民よりも寧ろ在留歐洲人の需要を充たす爲めのものである。又化學製品の千四百万フラン、護謨製品の千三百万フラン等を輸入して居るが、工業用原料として佛本国に輸出したものが佛国工場で加工されて逆輸入されて居る。

佛国の貿易政策は近年に至るまで植民地に於ける工業の發達が本国製品と競争することを可能なる限り避ける方針を執つて来た。即ち本国商品の植民地市場が狭小となることを虞れて、植民地には本国工業の原料供給の使命のみを課し、他面諸外国商品の植民地への進出を徹底的に制限して居る。即ち不當の高関税、輸入割當等に依つて、印度支那の貿易の大部分を独占しつゝ、あり、同植民地をして永久に原料植民地国たらしめんとして居る。

第一 概観

佛領印度支那は我國と一帯帯水の地に在るにも拘らず、兩者の経済関係は現在極めて稀薄である。貿易関係を別項の如くであるが、印度支那への本邦人移民渡航者数其他に就いて觀れば、同國に在住する本邦内地人口は最近減少の傾向にあり、昭和十年十月一日現在に於て僅かに二百二十五人を數へるに止る。右に少數の朝鮮人又台湾人を加へて恐らく三百人に満たないと推察される。更に此の在留本邦人の職業別及民籍別統計を示せば第三及び第四表の如くである。

右の人口に關する諸統計から見ても、日本と佛領印度支那との経済関係が如何に稀薄であるかが推察される。其の原因は印度支那そのものの経済開發の充分が其の主なるものであるが、特に日本との關係に於ては、印度支那が通商條約の自由締結を有せず、日本が佛國の了解なしには之に対し積極的に働き掛け得ない故に根本原因がある。

即ち印度支那は其の他の佛國領植民地と同じく、本國に依つて決定される関稅政策に従ふ事になつて居り、従つて印度支那在住の佛國人又佛本國の印度支那關係業者によつて組織されて居る印度支那商工會が、佛領印度支那の関稅政策に対して決定的な支配權を有して居ることになる。

即ち外國商品の消費者たる工民の利益が全く考慮されることなく、関稅政策其の他の一般經濟政策が、専ら佛本國及印度支那在住佛國商工業者の利害を中心として決定されて居る所に、日本と佛領印度支那との經濟關係が地利的、好條件にも拘らず緊密になり得ない根本的原因がある。

日本は佛本國よりも印度支那に近く、従つて運賃の点より言つても佛國其他の歐米諸國より有利であるのみならず、労賃は低廉であり、加ふるに日本政府は補助金其他凡ゆる方法を以つて輸出に奨励を與へて居るから、之に対し他の諸外國に對すると同一最低率を以て臨むとすれば、競争關係に立つ佛本國品、又印度支那の諸産業は忽ち日本商品に圧迫されること必至であると言ふ理由に依り佛國は本國及其他の植民地尙の日本商品に對しては、最惠國としての待遇を與へながら、特に印度支那の場合に限り、日本を除外して居る状態である。

第三表 佛領印度支那在留日本人職業別人口数

	昭和五年			昭和十年
	男	女	計	計
農業	18	1	19 (4.7%)	11
林業	—	—	—	
水産業	—	—	—	1
鉱業	—	—	—	—
工業	21	—	21 (5.1%)	5
商業	96	23	119 (29.3%)	76
交通業	42	—	42 (10.3%)	—
公務自由業	17	3	20 (4.9%)	9
家事使用人	1	14	15 (3.7%)	54
其他	35	133	168 (41.5%)	83
合計	231	174	405 (100%)	239

(昭和五年は、在外本邦人國勢調査報告により在留本邦外地人を含む。昭和十年は外務省調査部の海外在留本邦内地人職業別人口表に依り外地人を含まず)

第一表 佛領印度支那への本邦移民渡航許可員数

昭和	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	6	4	6	22	17	15	7	25	22	18

(帝國統計年鑑に據る)

第二表 佛領印度支那在留日本内地人

10月1日現在	大正元年	〃四年	〃九年	〃十四年	昭和五年	〃六年	〃七年	〃八年	〃九年	〃十年
男	55	199	121	126	179	149	127	*119	119	115
女	228	557	240	161	167	158	138	*126	117	110
計	283	756	361	287	346	307	265	*245	236	225

(帝國統計年鑑に據る。昭和八年の数字は同年鑑に発表なき爲め、外務省調査部、海外各地在留邦人人口表に據る。)

第四表 佛領印度支那在留日本人民籍別人口數

	昭和五年			昭和八年		
	男	女	計	男	女	計
內地人	179	167	346	.....	.....	245
朝鮮人	40	4	44	.....	.....	48
台灣人	12	3	15	.....	.....	17
計	231	174	405	.....	.....	310

(在外本邦人國勢調查報告書、昭和8年は  
外務省調査部海外各地在留本邦人人口表に  
據る。)

第二 貿易關係

第一表 日本對佛領印度支那貿易概觀 (單位千円)

年次	日本對佛領輸出	佛領對日本輸入	出超と入超	輸出入合計
1913年	1,055	24,700	(-)23,645	25,755
1925年	4,027	48,719	(-)44,692	52,746
1926年	6,208	24,519	(-)18,313	30,725
1927年	5,773	33,179	(-)27,306	39,052
1928年	4,112	20,300	(-)16,188	24,412
1929年	2,695	9,590	(-)6,895	12,285
1930年	2,412	7,887	(-)5,475	10,299
1931年	1,709	6,380	(-)4,671	8,089
1932年	2,343	5,690	(-)3,348	8,034
1933年	3,680	9,909	(-)6,229	13,589
1934年	2,654	10,620	(-)7,966	13,274
1935年	4,020	15,010	(-)10,990	19,030
1936年	4,697	20,151	(-)15,454	24,848
1937年	4,624	29,012	(-)24,388	31,636
1938年	3,082	20,301	(-)17,219	23,383

(註) 大藏省外國貿易年表に據る。

第三表 重要商品別輸入貿易——佛印より日本への輸入 (単位千円)

	1932 <sup>a</sup>	1933 <sup>a</sup>	1934 <sup>a</sup>	1935 <sup>a</sup>	1936 <sup>a</sup>	1937 <sup>a</sup>	1938 <sup>a</sup>
石炭	4,295	6,037	7,106	9,793	11,656	12,832	12,108
ゴム及樹脂	297	1,152	1,194	1,886	*4,095	8,371	1,364
漆	557	811	1,093	1,137	-----	-----	-----
玉蜀黍	2	—	—	574	-----	53	9
煤油用燃料	28	141	13	180	49	-----	-----
楷木	19	57	333	162	212	208	6
塩	—	788	—	158	-----	-----	-----
実絹及繰綿	27	111	161	135	69	154	.30
亜鉛鉄	80	—	92	—	-----	-----	-----
亜鉛	—	353	85	57	-----	-----	-----
骨鉄及鉄板	31	45	71	47	-----	-----	-----

(\*印江樹脂組合より、大蔵省外国貿易年表其他より作製)

第二表 重要商品別輸出貿易——日本より佛印への輸出 (単位千円)

	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年
絹及人造絹織物	821	1,019	318	763	568	928
陶磁器	36	145	135	245	270	232
硝子及同製品	5	46	144	240	258	234
馬鈴薯	34	101	135	202	-----	-----
乾鰯	1	51	110	170	-----	-----
林檎	5	21	14	110	-----	-----
寒天	10	22	42	99	-----	-----
コルク板等品	213	202	102	99	-----	-----
玉葱	9	5	13	98	-----	-----
花菱	2	20	4	86	-----	-----
石炭	158	109	60	83	119	80
桂革	2	12	30	80	-----	-----
乾貝柱	—	3	21	73	-----	-----
車輻及同部分品	19	59	40	56	-----	-----
箱板及榫板	108	152	182	54	-----	-----
乾鮑	2	11	20	52	-----	-----
着物	13	69	24	49	-----	-----
法御鉄器	6	25	23	47	-----	-----
絹手巾	18	13	25	44	-----	-----
硬化油	4	17	38	39	-----	-----
骨	11	19	25	34	-----	-----

(大蔵省外国貿易年表其他より作製)

上掲の統計に見る如く、日本の対佛領印度支那貿易は輸入超過を常態とし、印度支那からの輸入額は歐洲大戰前（一九一三年）既に二千四百七十万円、總輸入額に対する比率三・四％に達したが、日本からの輸出は大戰以前は年額僅かに五十万円以下であつて、一九一三年に至り漸く百万円（總輸出の〇・二％）に達した。其の後大戰の進展に伴ふ歐洲商品の輸入杜絶と共に我が輸出貿易は一大飛躍を遂げたが、戦後は再び百万円台に減少した。一九二五年からは輸出の好轉が始つたが、之と共に輸入も激増したので依然として輸入超過の片貿易は訂正されず、現在に至つて居る。

此の輸入激増の主たる原因は米の輸入増加にあり、一九二五年に於ける米の輸入額は四千三百七十万円、印度支那よりの總輸入額四千八百七十万円に対し、實に九〇％を占めて居た。

一九二六年には、輸出は六百二十万に増加して輸出の最高記録を作つたに及し、輸入は二千四百五十万円に激減したので、入超も一九二五年の四千四百万より一千八百万円に激減した。其後數度の印度支那に於ける関税引上及び世界経済不況の影響に依り輸出は次第に減少し、一九三一年には百七十万円

と云ふ近年に於ける最低レコードを作つたが、之に伴ひ輸入も日本の米穀政策のため激減して六百万円台に減じ、一九三二年には更に低下して五百六十九万円台になり、これ又最近に於ける最低記録を作つた。

一九三二年には日本印度支那間の関税協定成立し、以後輸出は一九三四年の減少を除けば連年増加の傾向にある。併し依然として入超であり、總輸出額に対する比率は〇・二％にも達しない。

右の如く日本の対印度支那貿易は不況時代に比して最近著しく回復を見たとは云へ、回復の度は輸入に於て顯著であり、従つて入超関係は寧ろ益々拡大する傾向にある。之は昭和七年（一九三二年）の日佛印関税協定の成立後に於ても日本の輸出品が依然として不利なる取扱ひを受けて居ること及び日本の産業が原料を佛印に仰がねばならぬ関係にあるが爲めである。

今兩者の貿易関係を、先づ印度支那の対外貿易全体に於ける地位に就て見るに、日本よりの輸入は輸入總額の僅か三％足らずであつて、日本の対佛印輸出が最高記録を示した一九二六年に於てすら三・三四％、不況の底なる一九三一年には一・一六％に過ぎなかつた。其後漸次に増加して、一九三六年に

は三・四%に達したが、順位から言へば佛国を第一位とし、支那、香港、<sup>八三</sup>蘭領印度、シンガポールに次いで、日本は第六位を占めて居るに過ぎない。之に対して日本への輸出は、輸入に於けるよりも遙かに高率で、一九二六年に總輸出額の九・四八%を示した。其後日本の外米輸入制限のため一九三四年には三・八六%まで低下したが尔後回復して一九三六年には四・六三%となつて居る。順位に於ては佛国、香港、シンガポール、米国に次ぐ第五位である。次に之を日本の側から見れば、佛領印度支那貿易が日本の對外總貿易に占むる比率は、輸出に於て一%にも達せず、大正十五年の〇・三%を峠として、昭和十一年のそれは〇・一七%に低下して居り、輸入に於ては輸出より稍々高いが、矢張り大正十五年一・〇三%、昭和十一年の〇・七三%と云ふ程度である。

次に輸出入の状況を重要商品別に觀察すれば、

日本の對佛印輸出貿易品は主として工業品にて、絹織物が第一位を占め、陶磁器、硝子及び同製品、馬鈴薯、乾鰯、林檎が之に次いで居る。

其の發展の跡を見るに、コールドタール及びピツケ、石炭、箱板、及び樽板を

除けば、他は概ね増加の傾向を示して居る。尚我國の重要輸出品たる絹糸及絹織物が印度支那の禁止的高率関税と嚴格なる輸入割當制度のためとは云へ、輸出皆無であることが注目すべき現象である。

輸出貿易中第一位にある絹織物は佛印の絹織物輸入總額の八三%（一九三五）を占めて居るが、之を日本より見る時は、絹織物總輸出額の一%に足らず、又陶磁器、硝子及び硝子製品も佛印に於ける當該品輸入額の夫れ〇・二九・五%及び一・二・四%に達して居るが、日本より観る時は僅かに〇・六%及び一・〇%にしか相當しない。

昭和三年に我國が外米輸入の禁止的制限を実施せる以前に於ては、米が常に總輸入額の五割乃至九割程度に達し、断然頭角を抜いて居たが、輸入制限の實施と共に米の輸入は激減して石炭が之に代り、石炭に次ぐ輸入品としてはゴム及び樹脂、漆があり、更に下つて玉蜀黍、採油用原料、米、塩、棉花等が重要輸入品となつて居り、大正十四年には實に四千四百万円の輸入を見た。米は、現在では其の額僅か二十一万円に減少して居る。

日本に対する石炭の輸出は、佛領印度支那の總輸出額の三五・二%（一九三

五年に相當し、之を日本の側より見ると、昭和十一年の本邦石油輸入總額八四の二二・八%を占め順位に於ては滿洲国、中華民國に次ぎ第三位である。生ゴムは佛印側より言へば、一九三五年には約一割を我國に輸出して居り、日本より見れば佛印からの生ゴムの輸入は昭和十一年度に於ては總輸入額の五・六%を占め、海峽植民地、蘭領印度に次ぐ第三位である。漆に就ては實に佛印總輸出額の八一・八%（一九三五年）が我國に輸出されて居り、之を我國より見るも、同年の總輸出入額の三八・八%が佛領印度支那より来て居る。

### 第三節 佛印に於ける日佛妥協策

#### 第一 日本よりの要求

##### (1) 印度支那に対する最惠国待遇の要求

既述の如く佛国は本國及他の植民地尙の日本商品に対しては最惠国としての待遇を與へながら、特に印度支那の場合に限り、日本を除外して居るが、

日佛提携に當つては、佛國側に対し反荷を求め、等しく最惠国を以て遇せしむるを要する。

##### (2) 印度支那との通商條約自由締結權の承認

印度支那に於ては、関稅政策其他一般の經濟政策は専ら佛本國及び印度支那在住佛國商工業者の利害を中心として決定され、外國商品の消費者たる土民の利益は全く顧られない有様である。

斯くて現在、印度支那との通商條約は佛國の了解なくして之を爲し得ざる状態にあり、日本との經濟的關聯稀弱の一因を成して居る。

佛印との通商條約自由締結權の獲得は、佛印自身の發展に対しても益する所大なりと考へる。

##### (3) 日本及佛印通商協定の改正

昭和七年五月十三日、日本及佛領印度支那間に締結された通商協定は、日本の輸出品は最低稅率又は中間稅率の適用を受くること、他方印度支那の石炭並鉛鐵は日本に無稅を以て輸入され、王蜀黍、ゴム、漆、棉花、亜鉛、コブラ、蘭、芫及葦、藤、ソーク材の諸品は、関稅上最惠国待遇を爲すとの約束であ



つた。

然るに佛国は、貿易状態の悪化を改善すべく、此の協定成立後に於ても、協定  
品目を合算多数商品に就て幾多の関税引上を実施して、又為替低減国よりの輸入に對する為替補償附  
加税を、一九三二年一月八日以降、印度支那輸入品に對しても賦課すること  
とし、尚其他佛本国同様の割當制又は輸入許可制（噸噸及加里肥料）を実施  
する等、種々なる輸入制限方策を採用しつゝ、ある実情にて、右協定の实效は  
甚だしく削減されて居る。

右事情に徴し、前記ニ対策に關聯して、通商協定の改正を要求すべきである。  
第二 日本 の讓歩

(1) 関税に對する考慮

歐米諸国は多く複関税制を採用し居り、佛印商品も其の恩惠を受けて、通  
商上有利な地位に在るが、日本は單税制採用の結果、獨り佛印商品にのみ特  
典を與ふる事の困難なる状態にある。既述、通商協定改正に當つて参酌考慮  
すべきと思はれる

(2) 米（西貢米）輸入制限緩和

昭和三年以来の我が外米輸入の禁止的制限実施に對し、佛本国側より、印  
度支那の重要輸出品たる西貢米に就き、関税率の軽減又は輸入禁止の制限撤  
廃を屢々要求して来たが、米の輸入制限の撤廃は我國の農業政策上極めて重  
大問題なるを理由として、日本側は今日まで之を容認しなかつた。

佛国との提携に當つては交換條件として、此の點に關して讓歩すべきと考へ  
る。

### 第三 其他の妥協策

(1) 石炭業参加

佛領印度支那に於ける鉱産中、最も日本の関心を有するものは石炭にて、  
貿易に於て見る如く、滿洲国、中華民國に次で第三位の供給国となつて居る。  
佛印に於ける炭鉱會社中、最大なるものは、

「ソシエテ炭鉱會社」(Societe Francaise des Charbonnages du  
Tonkin) にて其の産額は各種炭の金産額の六〇%乃至七〇%を占めて  
居る。

日佛提携に當つては、此の會社に資本を供與して佛印の炭鉱採掘權を獲得す  
べし。

年 度	公 募 額 面 額	実 際 の 挿 込 額
一九二四年	一五・四	一五・四
一九二五年	二二・六	二三・六
一九二六年	六二・六	八四・一
一九二七年	五六・五	六三・五
一九二八年	一一〇・五	一二二・〇
一九二九年	九四・三	一一八・八
一九三〇年	六一・八	七八・〇
一九三一年	三六・九	三六・五
一九三二年	一〇・〇	一〇・〇

印度支那に於ける鉱山會社の新規資本募集額  
(單位:百万フラン)

(注) Association des Mines du  
Tonkin.  
L'Industrie Minière Indochinoise  
en 1933 に 據 る

ることとも有益と考へる。  
目下同地に於て台湾拓植會社の経営に係る、印度支那鉱山が鉄鉱石採掘に従  
事して居るが、同會社の事業拡張として参加せしむる事も一方法である。  
因に印度支那に於ける鉱山會社の新規資本募集額は次表の如くである。

(四) 金融参加

印度支那銀行 (Banque de l'Indo-Chine) が一八七五年に、佛印の産業開發を主眼として、佛蘭西に於ける「コントマール・デスコムト」銀行 (Compagnie d'Indochine) 「ソジエテ・ジエネラル」銀行 (Société générale) 及び「巴里・和蘭」銀行の合同経営として設立され、現在に於ては中央銀行たるのみならず、更に極東に於ける佛国の利益を代表する政府機関たるの特質を帯びるに至った。

佛印に於ける佛蘭西系銀行は大体次表の如くであるが、我が横濱正金銀行も嘗ては支店を設けて、本邦唯一の特殊為替銀行として相當の活躍を為して来たが、一九三一年に至り閉鎖された。此の正金の同地に於ける復活、興衰の進出等に依り、佛印の金融に参加すること、日佛提携に當って考へられる。

銀行名	創立年	資本金	積立金	本店所在地	支店及代理店所在地(本領土内)
印度支那銀行	一八七五年	全額佛金 一、二〇、〇〇〇	一、一〇、六五〇	パリ	ハノイ、サイゴン、ハノイ、サイゴン、ハノイ、サイゴン等
佛支商工銀行	一九二二	五〇、〇〇〇	三、八三〇	パリ	サイゴン、ハイフォン、ハノイ、サイゴン等
印度支那不動産銀行	一九三〇	一〇〇、〇〇〇	.....	サイゴン	.....
印度支那不動産銀行	一九二二	一〇〇、〇〇〇	一五、八七〇	パリ	ハイフォン、ハノイ、サイゴン、バンコック等
佛國及植民地金融会社	一九二〇	九六、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	パリ	サイゴン、ハイフォン、ハノイ、フロンバン
中法實業管理公司	一九一三	二〇、〇〇〇	一〇、七九四	パリ	サイゴン、ハノイ
西貢銀行	一九二六	五〇、〇〇〇	.....	サイゴン	サイゴン
護謨金融会社	一九〇九	二〇〇、〇〇〇	.....	ブラッセル	サイゴン
高農金融印度支那会社	一九一九	一〇、〇〇〇	.....	パリ	サイゴン

第四節 佛印に於ける佛国の対日圧迫策

七二

第一 印度支那鉱業會社（台湾拓植會社經營）に対する圧迫、佛印を舞台とする対日圧迫の一つとして佛国が採るべしと考へられるものは、印度支那鉱業會社に対する強圧である。

同會社は我が台湾拓植會社の組織に係るものにて、佛人側の所有する鉱山の採掘に當り、其の開掘した鉄鉱石を日本に送つて居るものである。然るに事變後佛印側では一般に鉄鉱石の輸出を禁止する處置に出た。之は日本を對象とした事は疑なく、嚴重なる抗議の結果、漸く同鉱石に対する輸出許可の採用と言ふことまで讓歩するに至り台湾拓植側では現在七、八千噸ばかりの許可を得て輸出して居る状態である。

今後、事態如何によつては、此の許可制さへ廃止して、対日圧迫を畫するに非るかかと考へられる。

第二 輸出入制限又は禁止

日本の佛印産出品の輸入中最も大なるものは石炭であり、生ゴム、漆が之

に次いで居る。

殊に石炭は一九三六年に於て本邦石炭輸入總額の二二・八%を占め、輸入国として佛印は第三位に在り、生ゴムと共に現下、軍需資材として最も切實なる必要に迫られて居るが故に、佛国としては其の対日輸出制限乃至禁止の方策に出るものと考へられる。

貿易關係に於ては、日本の対佛印貿易は常に入超を常態として居り、日本の對外總貿易に占むる比率は、輸出に於て一%にも達せざる状態にて、後に佛印より輸入を禁止されたとしても、殆ど痛痒を感じぬであらうと想像される。唯輸出を禁止された場合は、同地産石炭、生ゴム等に対する日本の依存性が相當強いだけに、可成の打撃を受ける結果となるべく、他の石炭供給国たる滿洲国、中華民國等より更に一層之を仰ぐ必要を生ずるものと思はれる。

第三 華僑宣傳の利用

佛領印度支那には目下約三十二万人の支那人が居り、華僑は排日を宣傳し、日貨排斥を行つて居り、其の影響は輕視出来ない状態である。日本と対立的な立場にある限り、佛国は之を利用し續けるものと思はれる。

七三

第四 佛本国及び同植民地に於ける公債發行

佛国政府は最近、佛領印度支那等の国防計畫を目的とする公債四億フランを大部は本国に於て、一部は佛領印度支那に於て募集したが今後此の種公債の發行を為すものと予想される。

第五節 日本の對佛圧迫

既述の如く、佛国と佛印との關係は極めて緊密にて、自ら「佛国の太平洋上に於けるバルコニー」と稱して居る程にて、佛印に對する海上封鎖其他に依り、一朝佛印を抑へ得た時は、其の打撃は甚大である。

之を單に貿易上より見ては、前述の如く、佛印は佛国植民地中、佛国の第三位の大顧客であり、第二位の重要賣手であるが故に、其の依存を破れた場合は打撃は蓋し致命的なものであらう。

更に印度支那の脆弱性として迄の如きものが見出される。

印度支那を佛国海軍にて防衛することは殆ど不可能事なりと言はれて居る。

其の主たる理由は、同方面に於ける佛国海軍力の微弱性であるが、殊に日本の海南島占領に依つて全く其の咽喉を扼された感がある。

更に同地方の土民は佛国の植民政策の矢射に依り、相當な佛熱が潜在し、一觸にして民族獨立運動の勃發する状態に在る。佛印国人は佛国に對する民族的感情に出發して、一時は寧ろ親日的思想さへ認められた程にて、其の手段さへ誤りなくば、對佛依存より離脱せしめ、更に我國に接近せしめることは必ずしも不可能に非ずと思はれる。

今般の海南島攻略と相俟つて、此の佛印の脆弱性は、一朝對佛強硬措置を要する場合、日本にとつて可成の便宜を有するものと思はれる。

第六章 海南島及西沙群島と日佛關係

第一節 日本の海南島占領の佛國に與へた打撃

佛國は、広東省の廣州湾の軍港化を進めると共に、安南のカムラン湾に一大要港の建設計畫を將に實行に移さんとして居り、一方蔣政権が其の抗戦兵站の生命と頼む香港―粵漢鐵道のルートが、我が広東攻略により切断さるゝや俄に之に代るべく廣州湾を利用し、或は東京湾の海防より河内を経て広西省の龍州に入る途を拓き、更に滇越鐵道に依つて雲南への補給路に活動を始めるに至り我が再三の婉曲なる警告に対して、更に顧る所がなかつた。

更に佛國は海南島の南なる西沙群島を占領し、或は英と共に我が軍事行動の南支への展開阻止に努むるなど、一面より言へば佛領印度支那保全の危惧よりではあるが、棄て置き難き事態に達した折、我が海南島占領となつたのである。南島攻略は、斯くの如き佛國の狂奔に三斗の冷水を加ふると共に、香港―シンガポールの紐帶を中断し、更に東方マニラへの牽制ともなつて、南支那海の制海権は把握され、東京湾の効用を無價値ならしむると共に、支那沿岸の航行遮断の實は完全に發揮せらるゝに至つたのである。

香港—マニラ—西沙群島—カムラン湾—海防—広州湾を結べば四角形を成すが、海南島は其の中央に位置し、八方に睨みが利き、今や広西の龍州、桂林ル—トは勿論、雲南もさして遠き距離ではなくなつた。

斯くて我が対支軍事行動の最南戦線が台湾を南に六百マイル、支那領土の最南端にまで伸び而も英、米、佛等の領域に近逼し、極東への本街道たる南支那海の咽喉を扼するに至つた事は、支那に対する脅威はさる事尠ら、佛印に、広州湾に、更に雲南に権勢を有する佛蘭西に対する打撃は、其の極東勢力に関する限り致命的なものと言へよう。

### 第二節 佛國の海南島に対する關心

海南島と一葦帶水の雷州半島の一角に広州湾の根據地を有し、更に同島と東京湾を距て、印度支那を有する佛國が、他の列強にも増して海南島に対し關心を持つてゐたのは當然にて一八九七年三月十五日、清國政府との間に締結された海南島不割讓協約は其の一つの現はれである。

佛蘭西が印度支那總督府を最初西貢に置き、後に河内に移した原因の一は海南島に対する發言権を大ならしむる目的からであると謂はれる程である。

斯くて一九〇七年に結ばれた日佛協約を楯に、英國と共同で彼の同島非占領の申入れとなつた譯である。

唯、本島に於ける佛國の權益は、他の列強と同じく、殆んど見るべきものなく、僅かに左の如きものが擧げられるに過ぎない。

海口に領事館を置き同地に教會一、修養院一、學校二、病院一を經營して居る。海口佛國領事館は此の島にある唯一の外國公使館であるが、在留佛人は總領事以下十数名に過ぎない。既述の如く佛國は一八九七年広州湾租借と同時に清國との間に此の島の不割讓條約を結び、尚其の翌年には南部の榆林港に軍港計畫を樹て、広州湾租借地及び佛印の防備強化上、此の島の支配権を握らんとしたが、右軍港計畫は不成功に終つた。

### 第三節 海南島の現状

#### 第一 交通

交通は海上の公路郵便や電信に至るものがあるが、海南島は之等交通機關が北部海浜に於ては、瓊州湾入口を成して居る海口を樞軸として居る。海上交通

海上の交通には汽船と帆船とがあるが、<sup>1)</sup> 港灣は八、うち榆林、清瀾、馬鼻に新英が之に次ぐが、大抵経済が多々良港は少ない。

汽船航路としては、<sup>(1)</sup> 台湾—香港—海口—北海—海防線、<sup>(2)</sup> 香港—海口—新嘉波線、<sup>(3)</sup> 香港—海口—防海線、<sup>(4)</sup> 香港—海口—北海線、<sup>(5)</sup> 香港—海口—暹羅線

<sup>(6)</sup> 香港—廣州灣—防海線、<sup>(7)</sup> 廣東—香港—海口—北海の七線がある

帆船は東海岸にある清瀾、博鰲の二港が根據地となつて南洋の各港及暹羅、印度支那方面と往來して居るが、毎年冬季の季節風に乗じて出帆し、夏季南風の季節風に乗じて歸つて來るのを常とする。港間を往來するモーター船、帆船も少くない。尚島内の河川の内、南渡江、昌化江、嘉積溪、寧源河の五大河は水上交通路として大いに役立ち、ゼマング、モーターボート等がよく動いて居る

#### 陸上交通

陸上交通は公路と言ふ自動車路が主であるが、民國十年までは所謂公路なるものなく、貨物の運送は水路による外は人夫等に依つたものであつたが、同年より歸來せる華僑等の奔走により資本を集めて道路修築を始めたもので、最近の調査では既に出來上つて、現に自動車の通じて居る道路の全長三千六百料

に達し、自動車の交通により頗る便利になつた。

公路は文昌縣が起点となつて居るものが多いが、公路の内最も主要の道路は島の海岸を一周する循環道路で、一千七百餘料、此の幹線と奥地の重要都邑とも連絡する公路や重慶都市間を結ぶ公路が出來ている。併し黎族の住む様な山地には未だ殆ど公路は出來て居ない。

二年前より広東省政府が行政督察專員公署より全島の公路を統轄して計畫を樹てる様になり、其の當局である瓊崖公路処では黎人の地域に新道路を計畫中であつた。本島には一本の鉄道もなかつたが、最近漸く計畫起工されるに至つて居る

#### 航空路

航空路は西南民航公司の広瓊線として、廣東を起英に本島の瓊州に至り、更に北海を経て引返すもので、定期としては一週四回である

#### 第二 産業

海南島は亞熱帯に屬し、七、八月が最も温度高く、一月が最も低いが、其の差は甚だしからず、且つ雨量は年平均七十五ミリで、農林の發育に最も適して居る為め、温帯、熱帯性の植物の栽培に宜しく、従つて島内の森林も極めて繁



茂して居る。

更に五指山を中心として森林の外に、磁物の埋藏も豊富であり、四周の沿海にあつては、漢業、塩業に頗る恵まれて居るので、現在本島の産業は殆言ふに足らず。処女地の感あるにも拘らず、將來極めて有望である。各産業に就き瞥見すれば次の如くである。

#### ① 農業

本島中南部は山地帯であるが、北部に肥沃なる平原が開けて居り河流が俊獲通じ、農業最適地となつて居る。

広東省政府の調査報告に據れば、全島面積の約十五パーセントが水田、三十パーセントが畑で、山岳地帯が三十パーセントを占め残りの二十五パーセントが荒地のみ、存している。

米は年に二回又は三回収穫し、約百二十万ピクルを産して、大体自給し得る程度となつて居るが、尚交通不便の爲め需給の円滑を缺ぎ、毎年台湾方面より一万ピクルを輸入して居る。

本島の特産は甘蔗、落花生、瓜子等であるが生産方法幼稚の爲め、産額はさし

たることない。

椰子、コーヒ、ゴムも支那に於ける唯一の産地とはなつて居るが、輸出額は現在のところ僅少である。

畜産は牛、猪、豚、羊、鹿、山羊、狸、獺、蛇、熊等で、海外輸出品として目星しいものは、家鴨卵、豚、生牛、牛皮等で年額何れも五十万元に及び、就中豚は年百万元を越えて居る。

#### ② 漢業

環海の地勢上、漁業は盛んで海辺の住民は多く漁業に従事し居り、広東省漢業の重要地位を占めて居る。漁業は三十万を下らず、大小漁船計一万以上を有する。漁民は沿海及内河にあつて漁する外、實に清瀾港等を根據地として西沙群島、團沙島方面へ出漁する。魚類は七十余种、鮑等貝類四十余种、珊瑚類十余種、年産七、八十万元に達し、乾魚、塩漬として広東、香港等へ移輸出するが、漁獲方法が原始的で、大資本を以て大規模に行はれることがない爲め、魚類の豊富さに比し、産額が少い。

#### ③ 塩業



百五十万元程度であるが、其他の移出貨物に就ては、別である。仕向地は香港、広東、広西、上海、印度、支那等である。移入貨物としては米、麦粉、豆、石油、ガソリン、燐寸、木綿等で、仕入地はシヤム、香港、上海、天津等であるが、本島も密輸入が盛んに行はれ、實際は右より遙かに多額に上る。

一九三七年に於ける全島の貿易額は二千一百万円で、前年に比し五百三十万円の増加を見せた。うち支那本土との貿易額は一千三百九十万円で、外國との取引は僅かに七百万元に過ぎない。輸入総額は九百三十万円、輸出一千一百七十万円で、前年に比し、輸入は稍々増加し、輸出は五百十元の激増を示した。又、本島名物たる華僑の送金は、一九三六年は、二十万に達して居る。

#### 第四節 開發計畫

日本が將來、佛國との提携に依つて或は單獨に本島の開發利用に着手するものと仮定して、其の交通開發計畫を宋子文の案を基礎として記せば次の如くである。

##### (1) 鐵道計畫

登瀛縣の馬鼻港より海口、文昌、瓊東、樂會、萬寧、陵水を経て榆林に至る

東海岸に半円形を描く全長四百二十軒の本線及馬鼻港より和舍、和合を経て那大に至る約八十軒の支線。尚、新設された瓊崖鐵路局では、路線決定と共に、全線決定と共に、全線の上盛工事を五段に分ち、工を急ぎ八月より起工の予定となつて居た。

##### (2) 築港計畫

海口は水深浅く航行困難であるため、更に他の適地を物色中であつたが、右の馬鼻港に着目し、同五月測量の結果同港築港に決定して居た。同港灣は頗る廣く、港口の水深も八十尺に達し、商港として最適であるが、正面が北海に向ひ、春冬の二季に朔風の激しき吹突があり、之を防ぐ爲めの突堤工事が必要である。

右の外左の如き港が挙げられる。

##### 榆林港

三亞港に直ぐ隣接し、本島の最南端に位し、軍事上重要な地である。港は内外二港に分れ、四圍山を以て圍繞し、港は甚だ狭く僅かに一隻が通過出来る程度で、港内も二三十噸の船十数艘を収容し得るに過ぎないが、風波の虞

水なく、天然の良港と言へる。之に多少人口を加える時は有望な港となる。

#### 清瀾港

文昌縣の東南に位し、港は東南に向ひ、港口約一支里半、港内は細長いが広く、四支里、水深も十八尺乃至二十尺あり、三、四千噸の汽船十数隻容れることが出来、良港の素質を有する。

#### 三亞港

本島南部、崖縣城の東南に位し、港内は浅く、二三千噸級の船すら入泊不能である。

#### 新英港

北門江と新昌江の江口にあり、港身極めて長いが、深からず、巨船の出入困難である

#### ハ開發費用

右開發の費用は、宋子文は最初の三千万元計畫より五千万元に改めたと言はれる。

#### 四其の他の開發計畫

尙國民政府に依つて組織された、全國經濟委員會の開發計畫には、農事試験場の設置、水田の開墾等が擧げられたが、支那人の本島開發の理想案は次の如くである

(1) 開發の總機關を設立し、未開發前經濟、政治、軍事、農學等の専門家及び技術者を集めて、實地調査研究を行ひ、一の完全綿密なる計畫を定める事と。

#### (2) 交通建設

- (A) 海港
- (B) 公路
- (C) 鉄道

#### (3) 農林建設

- (a) 農林機關の設立
- (b) 國營農林場
- (c) 農林教育

#### (4) 水利建設

- (a) 河道の整理
- (b) 河渠の開闢
- (c) 泉井の鑿掘
- (d) 貯水池の建設
- (e) 堤防の増強

#### (5) 農村建設

- (a) 金融の調査
- (b) 土地分配と整理
- (c) 封建的勢力の駆除
- (d) 農村教育の普及
- (e) 合作事業及副業の奨励
- (f) 荒地の開墾
- (g) 道路の築造
- (h) 衛生建設

6) 黎人の開化

の國防建設

の産業の開發

開發計畫で交通の整備、土地の開墾と共に米穀、甘蔗、ゴム、コーヒー、ココアの増産又は栽培、森林開墾等が唱へられて居り、殊に國策上は棉花の栽培が熱心に提唱されてゐる。

広東人経営の大百貨店永安公司は棉花栽培を企畫し、民國二十六年海口の西九十哩の新墟に二万畝の土地を購入した。同島は棉花に適し、必ず良好な成績を挙げ得ると言はれて居る。

同様に、支那に於ける唯一の産地としてゴムの栽培も最も有望視されてゐる。甘蔗を増産して大いに製糖事業を興し、毎年多量の砂糖の輸入を、之に代つて緩和しようと、政府方面では非常な熱意を持つて居た。

米穀も亦同様であるが要するに処女地の最も多い本島を開墾して、支那が不足を感じ、而も本島に於て適せる物資を栽培して、是等を補はんとして居たのである。

い) 日本よりの開發會社

産業中、甘蔗の増産及製糖事業に関しては、今般、日本糖業聯合会の南支進出が報せられて居るが、同聯合会をして、海南島糖業開發に盡力せしむべきと思はれる。

更に其の他の産業開發に関しては、印度支那の河内に印度支那錫業會社を組織し、同地鉱山開掘に従事して居る台湾拓殖会社の海南島進出も考へられる。

尚、日本糖業の共同經營計畫中の製糖工場は南支の東莞製糖廠（能力一十トン）下である。

#### 第五節 西沙群島

昨年一九三八年七月初、佛國は海南島の南二百八十哩に在る西沙群島を占領して、我が對支作戰に防害を加えたが、同群島は佛國の佛印政策上重要な地位にあるのみならず、平田群島の名を以て日本と淺からぬ因縁を有し、燐鉱資源の豊富さによつて聞えて居る。

元來其の領土権は支那にあり、同島の權益は擧げて日本人の手に歸して居るにも拘らず、佛國は自國領を宣し、此の擧に出たのである。

今般の我が海南島占領に依つて、佛國の本群島占領は軍事上殆ど、無意味なものと成つたが、同群島に於て磷鉍採掘及び肥料製造に従事して居る、南洋興業会社の營業の安全を保証せしむべきで、佛印、海南島、南支等に於ける産業、交通其の他に関し日佛の提携するに當つては當然本群島に於ける提携も取り上げらるべきである

### 第七章 結論

既述の如く佛蘭西の支那に於ける權益は、其の対支投資が總額六十億フラン總外國投資の五%に過ぎず、対支貿易亦佛國總貿易額の五%を出でざる状態にて、支那本土に関する限り、其の依存度は極めて低いものと言はざるを得ない然れども、佛國の極東に於ける藩屏たる印度支那に至つては、其の安全保障に其の依存度強化に、佛蘭西の一大關心事たるを失はない。従つて日支事変の將來に於いて、日佛間の諸係争は、佛印及其の周圍に於て起り得べく、日佛妥協策も亦、主として同方面を舞台として考へらるる譯である佛國の採るべき対日圧迫策も、其の極東政策の傳統的基調たる自國領域の安全保障を主眼として行はる、は自明にて、之に對抗すべき日本の對佛政策も亦、同方

面への加撃に力を注ぐべきである。

英米の如く支那自身に対して切實なる関心を有せず、且つ、独力を以て日本に對する意志と力と持たぬ佛蘭西は、常に英米追隨策に終始して来た。

最近頻りに行はれる英米の対日經濟圧迫宣傳に依る恫喝政策に對しても歩調を合さんとして居る但し、右対日強硬の共同歩調の眞意が、我が対支建設工策を妨害し、積極的活動を鈍らせんとする政治的ゼスチミアであると看取した以上は、飽くまで正を履んで恐れざる氣概を以て、所信に邁進すべきであるが、同時に英米佛等の摩擦面を從うに増大して、聖戰目的の貫徹を困難ならしむるか如き事態を招来する事は無意味の事に属する。殊に只管自國領域の安全保障を祈念する佛蘭西に對しては、能ふ限り之との妥協提携に努むべきであると考へる。

滿洲事變當時に於ては寧ろ日本に好意を寄せて居た佛蘭西である。英米佛の反東亞新体制思想の一環は、案外佛蘭西辺りより崩れ来るのではないかとさへ考へられるのである。

